

## (4) 攻めの農業実践緊急対策について

- 攻めの農業実践緊急対策事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 攻めの農業実践緊急対策事業実施の手引き・・・・・・・・・・・・・・ 7  
（農業者向けパンフレット（案））
- 地域協議会事務手続きフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 当面のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 石川県事業計画書(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 攻めの農業実践緊急対策事業実務用 Q&A(未定稿)・・・・・・・・・・ 35
- 石川県版攻めの農業実践緊急対策事業実務用 Q&A(未定稿)・・ 61
- 攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- 攻めの農業実践緊急対策事業実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
- 攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱・・・・・・・・ 172
- 石川県特定高性能農業機械導入計画(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・ 185



## 攻めの農業実践緊急対策

【35,000百万円】

### 対策のポイント

低コスト・高収益な産地体制への転換を図るため、生産体制、流通加工体制の効率化等に計画的に取り組む産地を総合的に支援します。

### <背景/課題>

- ・攻めの農業を実現し、所得の向上を図るためには、低コスト・高収益な産地体制に転換することが不可欠です。
- ・このためには、水田フル活用の推進とともに、中山間地域などの地理的条件や担い手の状況に応じて、その地域での最適な作付体系に転換するなど、営農の改革に取り組むことが重要であり、機械利用体系の効率化や高収益な作物への作付転換等への支援が必要です。

### 政策目標

機械利用体系の効率化等による農産物の生産コスト1割削減 等

### <主な内容>

#### 1. 効率的な生産体制等への転換支援

地域で進められつつある攻めの農業を実践する取組を後押しするため、水田フル活用をはじめ、改革に取り組むあらゆる営農を対象に、効率的な機械利用体系の構築に必要な大型機械の導入や既存機械の再利用等を支援します。

また、条件不利地域等における高収益な生産体制への転換を推進するため、収益性の高い作物への作付転換に必要な機械・設備の導入等を支援します。

（交付率：基金管理団体への交付は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）  
事業実施主体：地域農業再生協議会）

#### 2. 効率的な流通加工処理体制への転換支援

効率的流通加工体制づくりに向け、既存の集出荷施設や加工施設の再編合理化を推進するため、施設の機能向上や既存施設の有効活用を図るために必要な設備の導入等を支援します。

（交付率：基金管理団体への交付は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）  
事業実施主体：農業者団体、民間事業者等）

【お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）】

低コスト・高収益な産地体制への転換を図るため、生産体制、流通加工体制の効率化等に計画的に取り組む産地を総合的に支援します。

### 事業内容

低コスト・高収益な生産体制への転換を加速化するため、機械利用体系の効率化や高収益作物への作付転換を支援します。また、集出荷施設や加工処理施設の再編合理化を推進するため、機能向上等に必要な設備の導入等を支援します。

### 支援内容

#### (1) 支援の対象となる取組

- ① 効率的機械利用体系を構築する取組（機械のリース導入や既存機械の再利用等に要する経費）
- ② 高収益品目に作付転換する取組（機械のリース導入や簡易な農地整備等に要する経費）
- ③ 集出荷施設等の再編合理化を行う取組（施設の機能向上や有効活用のための設備のリース導入等に要する経費）
- ④ その他地域が一体となって行う取組（技術習得、検討会開催等事業推進に要する経費等）

#### (2) 協議会が支援を行う場合の補助率

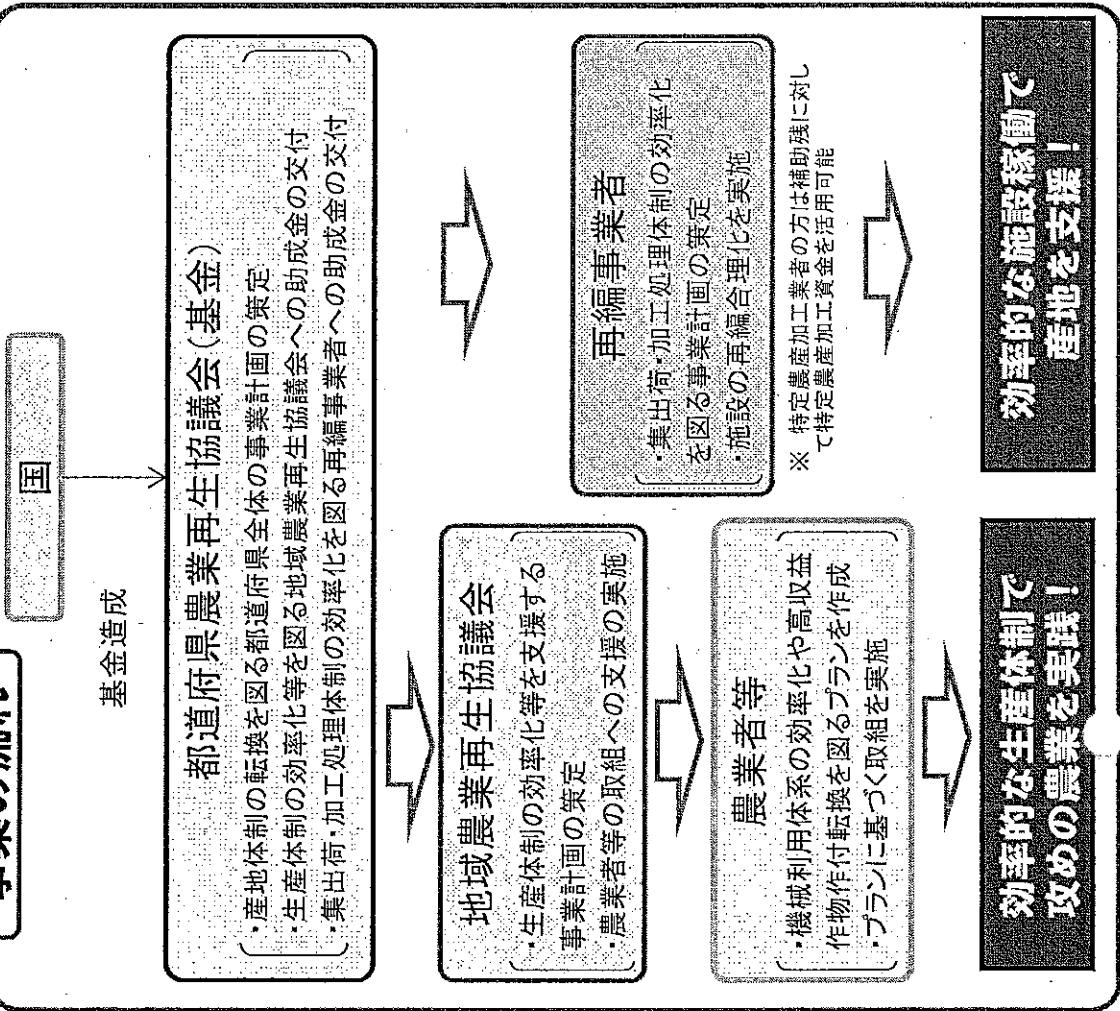
機械・設備のリース導入等は1/2以内（本体価格）、事業推進等は定額

※ 認定農業者の方は補助残に対してスーパー1資金を活用可能。

### 交付先

都道府県農業再生協議会に一括で基金を造成します。  
※ 県協議会への造成額は、当該県の農地面積、地域農業再生協議会の数等に  
応じて算定される金額の範囲内とします。

### 事業の流れ



# 攻めの農業実践緊急対策の具体的支援イメージ

## 1 作付体系の効率化への支援

一丸となって作付体系の効率化に計画的に取り組む地域に対し、担い手の大型農業機械のリース導入や、非担い手の高収益作物への転換を支援します。

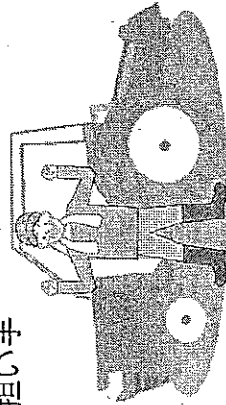
地域農業再生協議会が地域の実情を踏まえて作付体系効率化の取組に対する支援メニューを決定。

農業者は地域での話し合いを通じて、作付体系の効率化に向けた地域での実行プランを作成。

地域農業再生協議会は、実行プランを提出した農業者等に対し支援メニューに沿って助成金を交付。

### 〔具体的支援例〕

担い手

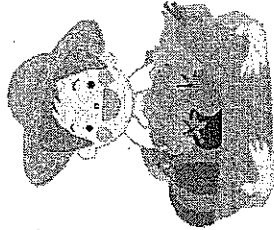


農作業を集約して効率的な農業を実現したい！



規模拡大に対応した大型農業機械のリース導入を支援します。(補助率:1/2)

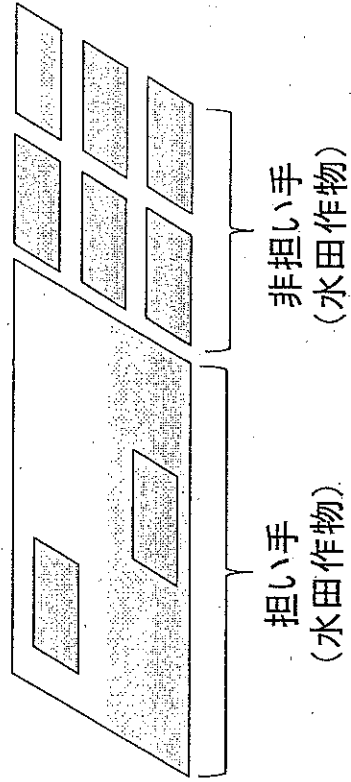
非担い手



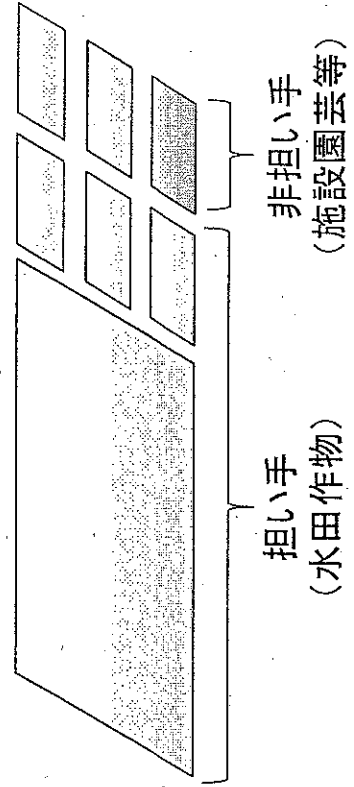
お米は担い手に任せるけど農業を続けたい！



野菜等への転換に必要なパイプハウス用の資材費や簡易な排水対策に必要な費用を支援します。(補助率:定額)



担い手による効率的な生産を実現しつつ、非担い手も引き続き農業を継続できる効率的な作付体系へ転換




## 2 中山間地域等での高収益作物等導入への支援

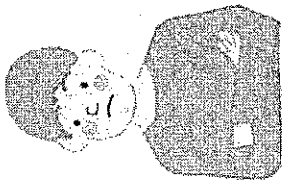
野菜や薬用作物といった高収益作物等の導入に地域一体となって取り組む農業者に対し、農業機械のリース導入や、簡易な栽培環境の整備の取組を支援します。

中山間地域等が抱える課題

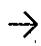
- ・農業で収益を上げたいが規模拡大も限界
- ・新たな作物にチャレンジしたくてもノウハウがない。



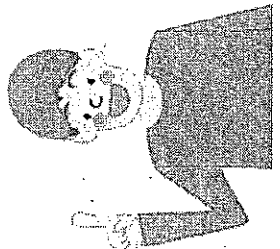
新たな投資に踏み切れず、現状を打開できない状況



地域農業再生協議会が方向性を提示




農業者は地域での話し合いを通じて実行プランを策定



↓

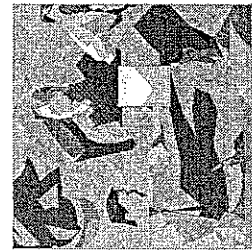
地域農業再生協議会は支援メニューに沿って助成金を交付策



条件不利地でも収益が見込める作物への転換を支援

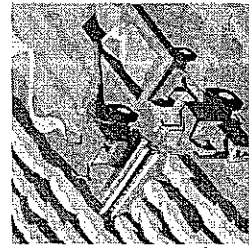
### 〔具体支援例〕

地域での推進活動  
(補助率:定額)



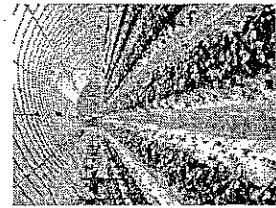
協議会が行う検討会や説明会の開催費

機械・設備のリース導入  
(補助率:1/2)

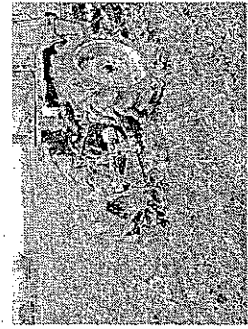


新規作物用農業機械

簡易な栽培環境の整備  
(補助率:定額)



パイプハウス用の資材費



弾丸暗渠や心土破碎の作業労賃

### 3 施設の再編合理化への支援

複数の施設の施設の再編合理化に取り組む事業者に対し、機能高度化に必要な設備のリース導入や、施設の用途変更のための設備のリース導入等を支援します。

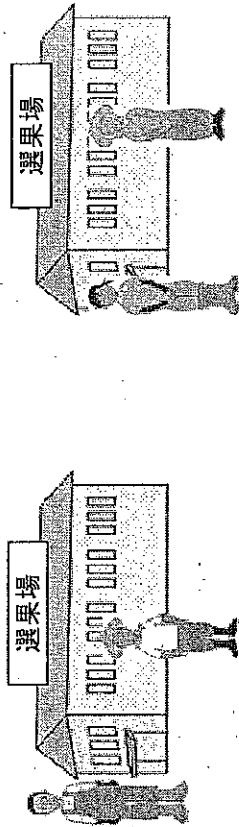
施設の統廃合を行う事業者が再編事業計画を作成し都道府県農業再生協議会に申請。

都道府県農業再生協議会、国は内容が適切と認めると、これを承認。

都道府県農業再生協議会から事業者に助成金を交付

#### 〔具体支援例〕

- 施設の機能強化への支援（補助率：1/2）
  - ・ 再編後の基幹となる施設の機能強化に必要な設備のリース導入に必要な経費
- 施設の用途変更等への支援
  - ・ 施設の用途変更に必要な設備のリース導入に必要な経費（補助率：1/2）
  - ・ 不用となった設備の撤去費用（補助率：1/3）
- 新たな体制の定着に向けた支援（補助率：定額）
  - ・ 検討会の開催費

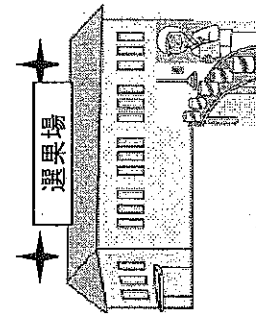


#### 【再編前】

人力での作業工程が多く、人件費が多。老朽化し、光熱費等の経費多大

↓  
農家の施設利用料金の負担大

施設を統合し、基幹施設を高度化するとともに、既存施設を再利用



基幹施設に自動選別設備を導入

設備を一部撤去し、用途変更

#### 【再編後】

省力化の実現により人件費削減、既存施設の有効利用

↓  
施設運営コストの削減により、農家の施設利用料金の負担軽減

# 支援措置の内容と要件等について

	支援内容・補助率	要件等
機械リース導入	生産効率化又は高収益転換のため、必要となる農業機械及び農業用設備のリース導入 補助率：1/2以内(本体価格)	1台(又は1式)50万円以上 対象は限定せず(ただし、農業用専用) 精算払い
機械再利用	生産効率化のため、担い手に利用を一元化する農業機械の補改修 補助率：1/2以内(領収書で確認)	原則、耐用年数以内のものを対象 既存の農業機械の処分は義務づけない 精算払い
機械廃棄	生産効率化のため、不要となる農業機械の廃棄 補助率：1台上限2万円以内(領収書等で確認)	原則、耐用年数超えるものを対象 適正な廃棄が必須 精算払い(定額)
施設再編合理化	集出荷・加工合理化のため、農業用施設の機能集約や用途変更に向けた設備の導入・廃棄 補助率： ①用途変更に必要な設備のリース導入 1/2以内 ②既存設備の廃棄 1/3以内 (領収書で確認)	土地建物は含めず 集出荷・加工合理化に資するものに限定 精算払い 用途変更への助成は農業専用施設への変更に限る。(例：車庫は対象外であるが、農機具格納庫は対象)
高収益転換 (簡易農地整備)	高収益転換のため、必要となる小規模基盤整備に係る労賃、資材費、機械利用費 補助率：定額(領収書で確認)	工事費は対象外(自力施工は認める) 精算払い 土壌土層改良、園地整備、簡易ハウス設置等
ソフト	生産合理化、集出荷・加工合理化、高収益転換のための検討会の開催等 補助率：定額	事業実施主体は再生協又は再編事業者 精算払い
協議会事務費	会議の開催費用、通信費等	概算払い



# 攻めの農業実践緊急対策事業

## ～実施の手引き～

平成26年6月

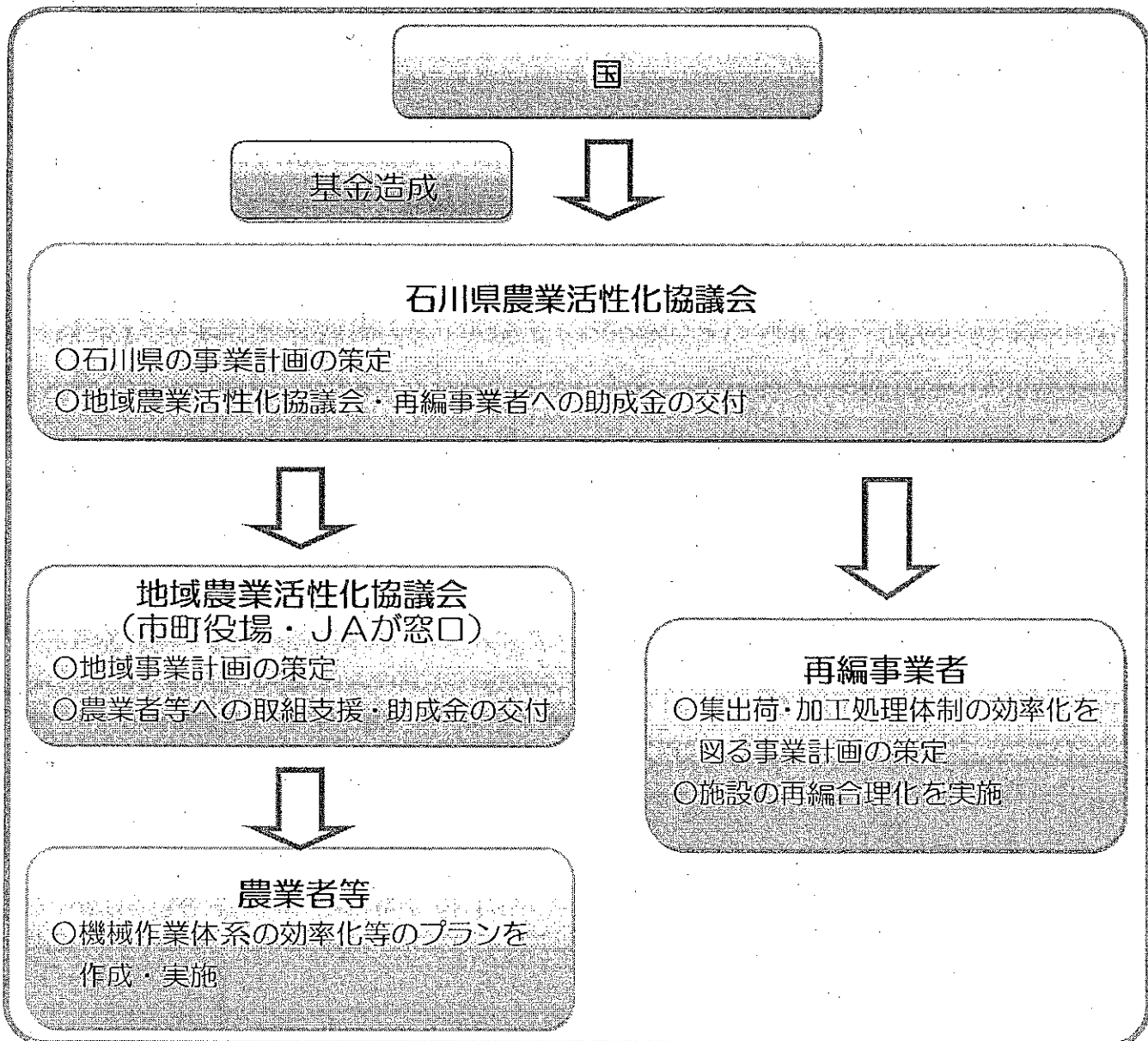
石川県農業活性化協議会

# 攻めの農業実践緊急対策事業 ～実施の手引き～

## \*事業の目的\*

複数の農業者の皆さんが一体となって効率的な産地への転換に向けた推進力が発揮できるよう、効率的な農業機械の導入や既存機械の再利用への支援を通じた機械利用体系の効率化等の取組、高収益品目等の導入を通じた所得向上の取組を、石川県農業活性化協議会と各市町単位で設置されている地域農業活性化協議会が支援します。

## \*事業の流れ\*



※事業の内容※

1 効率的な機械利用体系の構築への支援

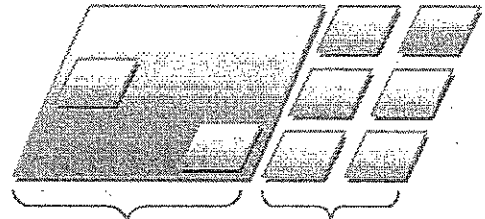
機械作業の集約（新規の作業受委託や利用権設定）に取り組む担い手農家の農業機械のリース導入等を支援します。

＜具体的支援のイメージ＞

農業者は地域での話し合いを通じて、作付体系の効率化に向けた地域での実行プランを作成。



地域農業活性化協議会は、実行プランを提出した農業者等に対し支援メニューに沿って助成金を交付。

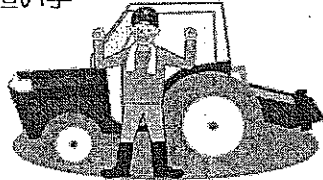


担い手  
(水田作物)

非担い手  
(水田作物)

＜具体的支援例＞

担い手



農作業を集約して効率的な農業を実現したい！



規模拡大に対応した大型農業機械のリース導入を支援します。（補助率：1/2）

非担い手

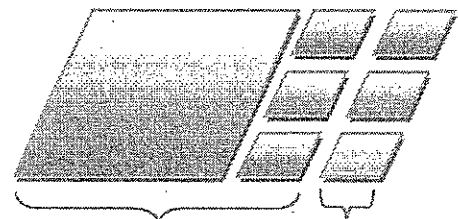


お米は担い手に任せると農業を続けたい！



野菜等への転換に必要なパイプハウス用の資材費や簡易な排水対策に必要な費用を支援します。（補助率：定額）

担い手による効率的な生産を実現しつつ、非担い手も引き続き農業を継続できる効率的な作付体系へ転換



担い手  
(水田作物)

非担い手  
(施設園芸等)

2 中山間地域等の条件不利地域における高収益品目等導入への支援

園芸作物（施設園芸）や薬用作物、有機栽培など高収益品目等の導入に地域一体となって取り組む農業者に対し、農業機械のリース導入や簡易な栽培環境の整備の取り組みを支援します。

（条件不利地域以外の場合は「効率的な機械利用体系の構築の取組」が必要）

＜具体的支援のイメージ＞

中山間地域等が抱える問題

- ・農業で収益を上げたいが規模拡大も限界
- ・新たな作物にチャレンジしたくてもノウハウがない。

新たな投資に踏み切れず、現状を打開できない状況

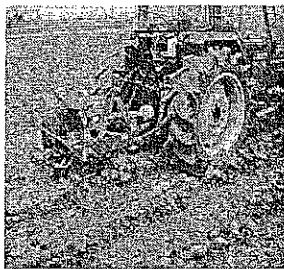
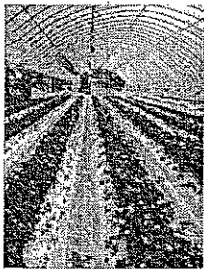


条件不利地でも収益が見込める作物への転換を支援

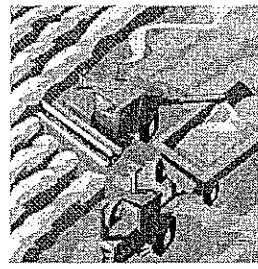
農業者は地域での話し合いを通じて実行プランを作成

地域農業活性化協議会は支援メニューに沿って助成金を交付

＜具体的支援例＞



パイプハウス用の資材等、毎年度必要となるもの以外の資材導入、弾丸暗渠や心土破碎等の作業労賃など簡易な環境整備を支援  
(補助率：定額)



新規作物用農業機械や出荷用の設備等施設のリース導入を支援  
(補助率：1/2)

(参考) 施設の再編合理化への支援 (※詳細は各地域協議会へお問い合わせください)

複数施設の再編合理化に取り組む事業者に対し、機能高度化や用途変更に必要な機械リース導入を支援します。

＜具体的支援のイメージ＞

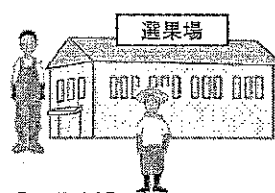
施設の統廃合を行う事業者が再編事業計画を作成し石川県農業活性化協議会に申請。



石川県農業活性化協議会及び国は、内容が適切と認める場合は、これを承認。

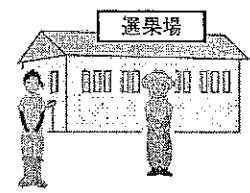


石川県農業活性化協議会から事業者に助成金を交付



【再編前】

人力での作業工程が多く、人件費が多。老朽化し、光熱費等の経費多。

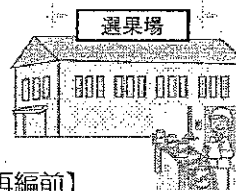


農家の施設利用料金の負担大

施設を統合し、基幹施設を高度化するとともに、既存施設を再利用

＜具体的支援例＞

- 施設の機能強化への支援 (補助率：1/2)
  - ・再編後の基幹となる施設の機能強化に必要な設備のリース導入に必要な経費
- 施設の用途変更等への支援 (補助率：1/2)
  - ・施設の用途変更に必要な設備のリース導入に必要な経費 (補助率：1/2)
  - ・不要となった設備の撤去費用 (補助率：1/3)
- 新たな体制の定着に向けた支援 (補助率：定額)



【再編前】

省力化の実現により人件費削減、既存施設の有効利用



施設運営コストの削減により、農家の施設利用料金の負担軽減



＊支援の対象＊

1 助成対象者

農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体(代表者、規約がある等が要件)、農業協同組合、農業サービス事業体、公社(市町等出資法人)

2 助成対象品目

水稲、麦類、雑穀、豆類、野菜、果樹、花き、飼料作物、いぐさ

3 助成対象期間

平成26年度中に支払・納品・施工が完了するものが対象です。

\*助成対象となる取組及び助成要件\*

1 効率的な機械利用体系の構築への支援（対象機械は6ページ掲載）

取組名称	助成要件		補助率 (助成額)
<p>機械の リース導入</p>	<p>生産効率化プランを作成し、地域農業活性化協議会長の認定を受けること</p> <p>&lt;認定要件&gt;</p> <p>① 5戸以上の農家が参加</p> <p>② 基幹的農業者(生産効率化後に基幹的農作業に従事する者)を決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「石川県特定高性能農業機械導入計画」に定めた利用規模の下限面積以上の利用計画を有すること</li> <li>・ 本体取得価格が50万円以上であること</li> <li>・ 購入選択権付リース契約、リース期間満了後の譲渡を前提としている契約、中古機械のリース契約でないこと</li> </ul>	<p>本体取得 価格の 1/2以内</p>
<p>機械の再利用 (補改修)</p>	<p>③ 効率化する作業(対象機械による作業)は基幹的農業者が全て実施</p>	<p>基幹的農業者が再利用する機械であること</p>	<p>対象経費の 1/2以内</p>
<p>機械の廃棄</p>	<p>④ 効率化する品目の生産コストを地域平均に比べ1割以上削減</p>	<p>基幹的農業者以外の者が所有する機械で取得価格50万円以上であること</p>	<p>1台あたり 2万円以内</p>

## 2 高収益品目等の導入への支援

取組名称	助成要件	補助率 (助成額)
<p>機械の リース導入</p>	<p>高収益プランを作成し、地域農業活性化協議会長の認定を受けること</p> <p>&lt;認定要件&gt;</p> <p>●条件不利地域以外</p> <p>①効率的な機械利用体系の構築の取組を行っていること（生産効率化プランを作成すること）</p> <p>②合意した農家のうち、基幹的農業者以外の農家の6割以上が新たな取組（新規品目・有機等新規栽培方法）を実施</p> <p>●条件不利地域 次の①又は②いずれかの取り組みが必要</p> <p>①新たに5戸以上の農家が参加</p> <p>②新たな取組をする面積が1ha以上</p> <p>〔条件不利地域に該当する地域は8ページ掲載〕</p>	<p>「石川県特定高性能農業機械導入計画」に定めた利用規模の下限面積以上の利用計画を有すること</p> <p>・本体取得価格が50万円以上であること</p> <p>・購入選択権付リース契約、リース期間満了後の譲渡を前提としている契約、中古機械のリース契約でないこと (対象機械は6ページ掲載)</p> <p>本体取得価格の1/2以内</p>
<p>資材購入</p>	<p>肥料、農薬等、毎年度必要となるもの以外の資材であること</p> <p>〔パイプハウス、果樹棚、永年性植物の苗木等〕</p>	
<p>簡易な 環境整備</p>	<p>土地改良事業（土地改良法第2条第2項に定める事業）に相当しない簡易な整備であること</p> <p>〔障害物の除去、深耕、整地、客土、暗きょ排水、かんがい排水末端の農業用排水路の改良・補修・しゅんせつ等〕</p>	<p>対象経費相当額</p>

## 3 施設の再編合理化への支援（※詳細は各地域協議会へお問い合わせください）

\*助成対象となる農業機械\*

項目	対象機械	特定 高性 能農 業機 械の 該当
土づくり・ほ場準備 関連機械	トラクター	※1
	トレンチャー	
	培土機	
	ボトムプラウ	
	チゼルプラウ	
	ツーウェイディスク プラウ	
	ロータリー	
	深耕ロータリー	
	畔塗り機	
	溝切り機	
	ロータリーハロー	
	ディスクハロー	
	パーティカルハロー	
	代かき機	
	レベラー (レーザーレベラー含む)	
	カルチパッカー (K型ローラー含む)	
	ローラー	
	サブソイラー (ウイング付含む)	
心土作溝土層改良機		
肥料・土 壌改良 資材散 布関連 機械	ライムソアー	
	尿散布機 (スラリースプレッダ含む)	
	スラリーインジェクター	
	ブロードキャスター	
	マニユアスプレッター	
播種・移 植定植 等関連 機械	乗用型田植機	※1
	種子コーティングマシン	
	播種機	
	不耕起播種機	
	打ち込み式代かき同時点播機	
	ドリルシーダー	

項目	対象機械	特定 高性 能農 業機 械の 該当
播種・移 植・定植 等関連 機械	乗用型自動移植機	※1
	プランター	
	ポテトプランター	
	トランスプランター	
防除・除 草等管 理関連 機械	乗用管理機	※1
	無人ヘリコプター	
	動力噴霧器	
	ブームスプレー	※1
	スピードスプレー	※1
	ウィーター	
	ロータリーホー	
	カルチベーター	
	ロータリーカルチベーター	
	収穫関 連機械	コンバイン
コーンピッカー		
ポテト茎葉処理機		
ポテトティガー		
ピーナツティガー		
乾燥・調 製関連 機械	乾燥機	
	選粒、選別機 (色彩選別機含む)	
飼料作 業関連 機械	フォーレージハーベスター	※1
	モアー	
	モアーコンディショナー	
	テッターレーキ	
	ハーレーキ	
	ハーベラー	
	細断型ロールベアラ	
	パールラッパー	
	ロータリーカッター	
簡易草地更新機	※1	

※1 特定高性能農業機械に該当する場合は、次ページに掲載する特定高性能農業機械の利用規模  
の下限面積以上の利用計画を有すること

※2 未掲載の農業機械等については、別途、各地域協議会にご相談下さい

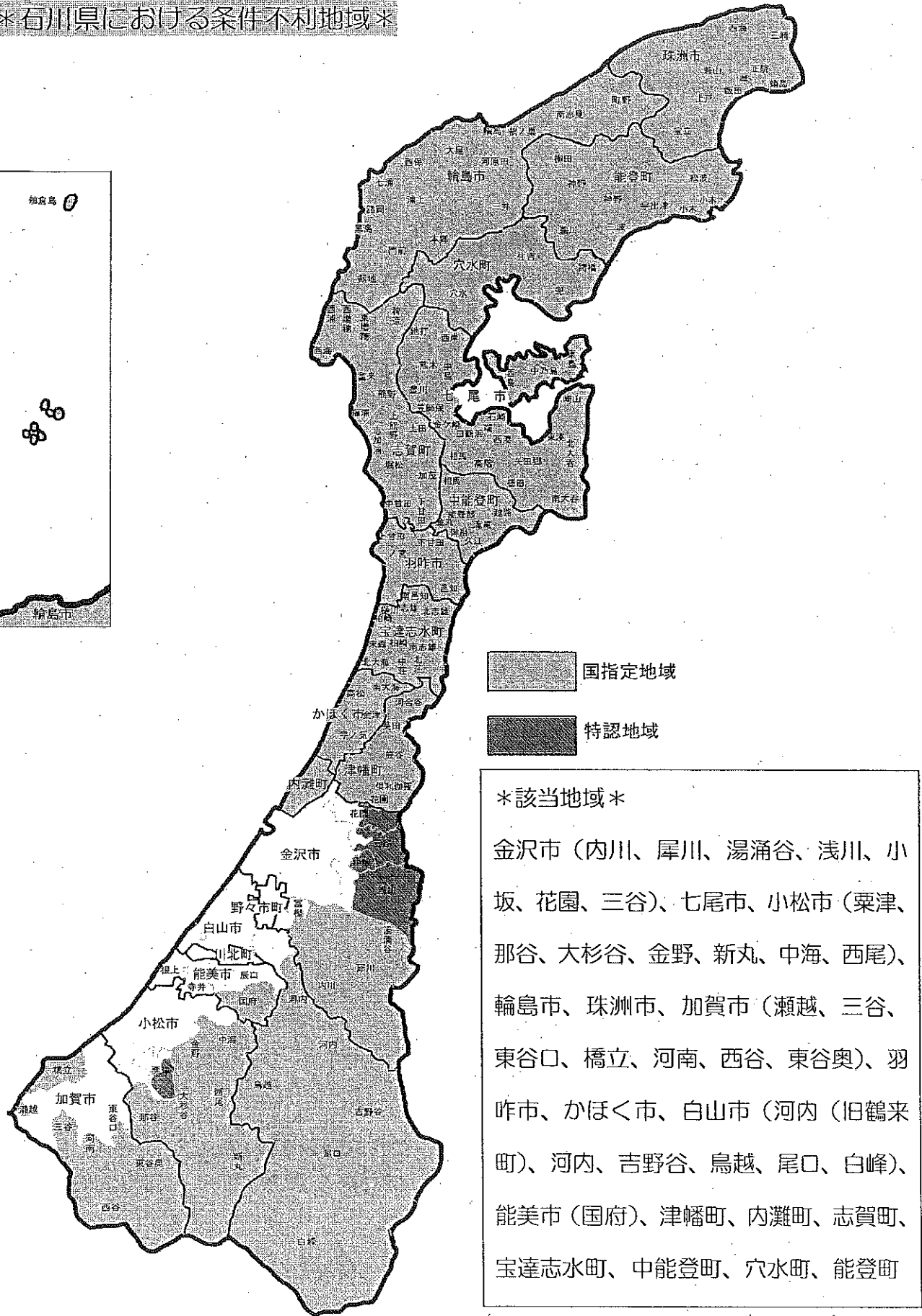
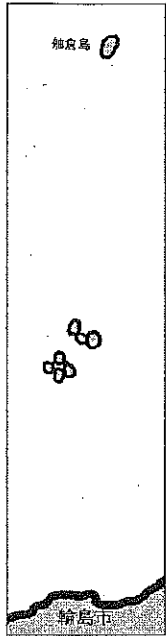
\*特定高性能農業機械の利用規模の下限面積\*

作物	機械の種類	規格	下限面積(ha)
水稲	トラクター	30ps級	8
		40ps級	10
		50ps級	12
		80ps級	15
	乗用型田植機	4条植	5
		5条植	7
		6条植	9
		8条植	12
		10条植	15
	水田用乗用型多目的作業機 (水田用管理ピークル)	植付6条以上 薬剤吐出量3L/分以上 薬剤散布幅5m以上	8
	コンバイン	3条植	7
		4条植	10
		5条植	16
6条植		18	
普通型(2m級)		19	
麦・大豆	トラクター	30ps級	7
		40ps級	9
		50ps級	11
		80ps級	15
	コンバイン(麦)	3条植	5
		4条植	8
		5条植	11
		6条植	13
		普通型(2m級)	17
	コンバイン(大豆)	専用型(刈幅1.4m)	8
普通型(2m級)		16	
ソバ	コンバイン	専用型(刈幅1.4m) 普通型(2m級)	10 14
ハトムギ	コンバイン	普通型(2m級)	14
野菜	トラクター	30ps級	7
		40ps級	9
		50ps級	11
		80ps級	15
	ブームスプレー	薬剤吐出量 30L/分以上55L/分未満	6
		50L/分以上70L/分未満	8
乗用型自動移植機	2条	5	
果樹	トラクター	スピードスプレーとの組み合わせにより決まる	
	スピードスプレー	薬剤吐出量 20L/分以上50L/分未満	3
		50L/分以上70L/分未満	6
		70L/分以上	9
飼料作物	トラクター	収穫調製作業機との組み合わせにより決まる。	
	フォーレーシハーベスター	刃幅1.0m以上1.2m未満	7
		刃幅1.2m以上1.5m未満	12
		刃幅1.5m以上	17
簡易草地更新機	作業幅2m級	18	

※特定高性能農業機械以外の利用規模の下限については、別途、各地域協議会にご相談下さい。



＊石川県における条件不利地域＊

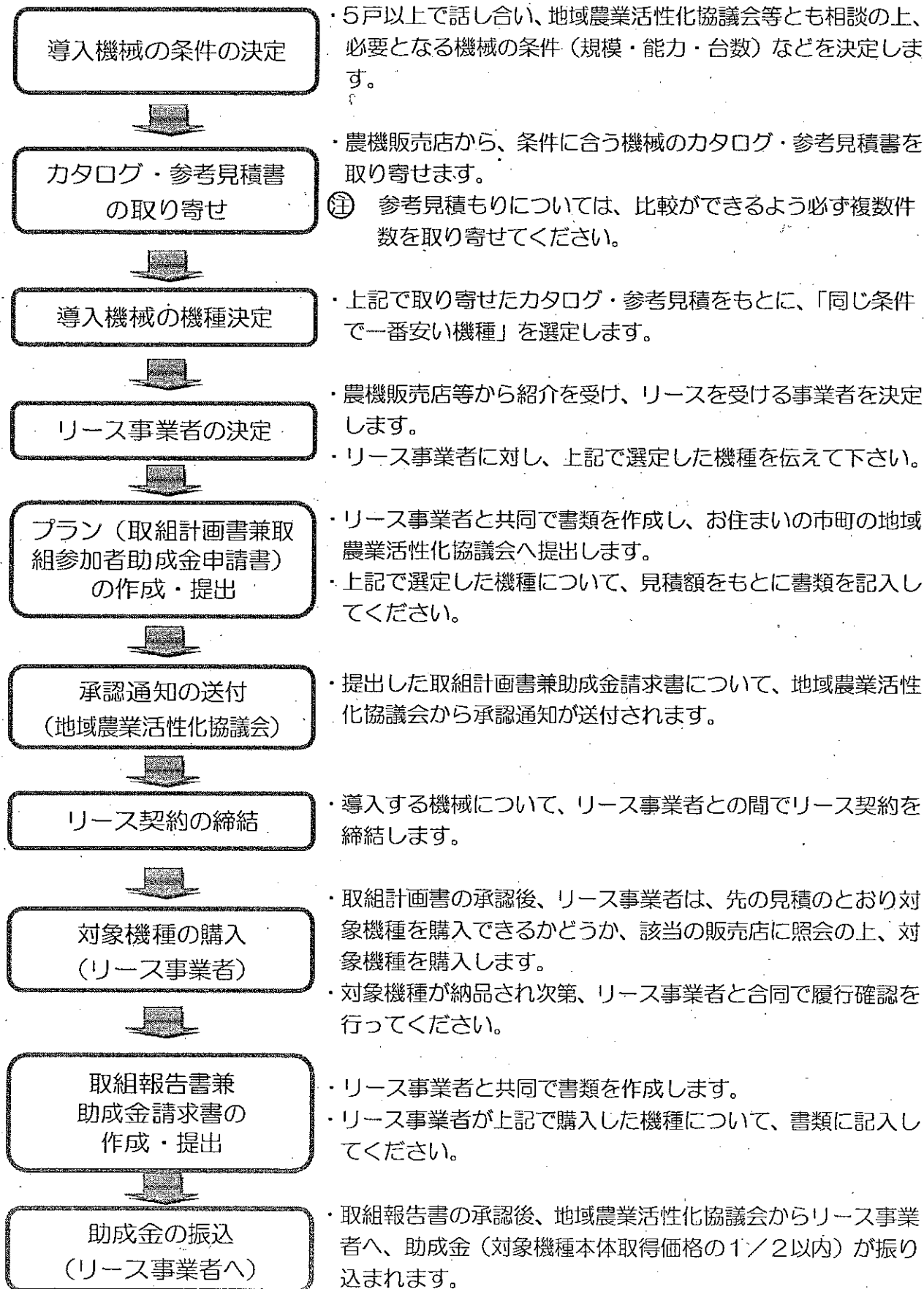


国指定地域  
特認地域

＊該当地域＊  
 金沢市（内川、犀川、湯涌谷、浅川、小坂、花園、三谷）、七尾市、小松市（粟津、那谷、大杉谷、金野、新丸、中海、西尾）、輪島市、珠洲市、加賀市（瀬越、三谷、東谷口、橋立、河南、西谷、東谷奥）、羽咋市、かほく市、白山市（河内（旧鶴来町）、河内、吉野谷、鳥越、尾口、白峰）、能美市（国府）、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

※事業実施の流れ※

○リース導入の場合

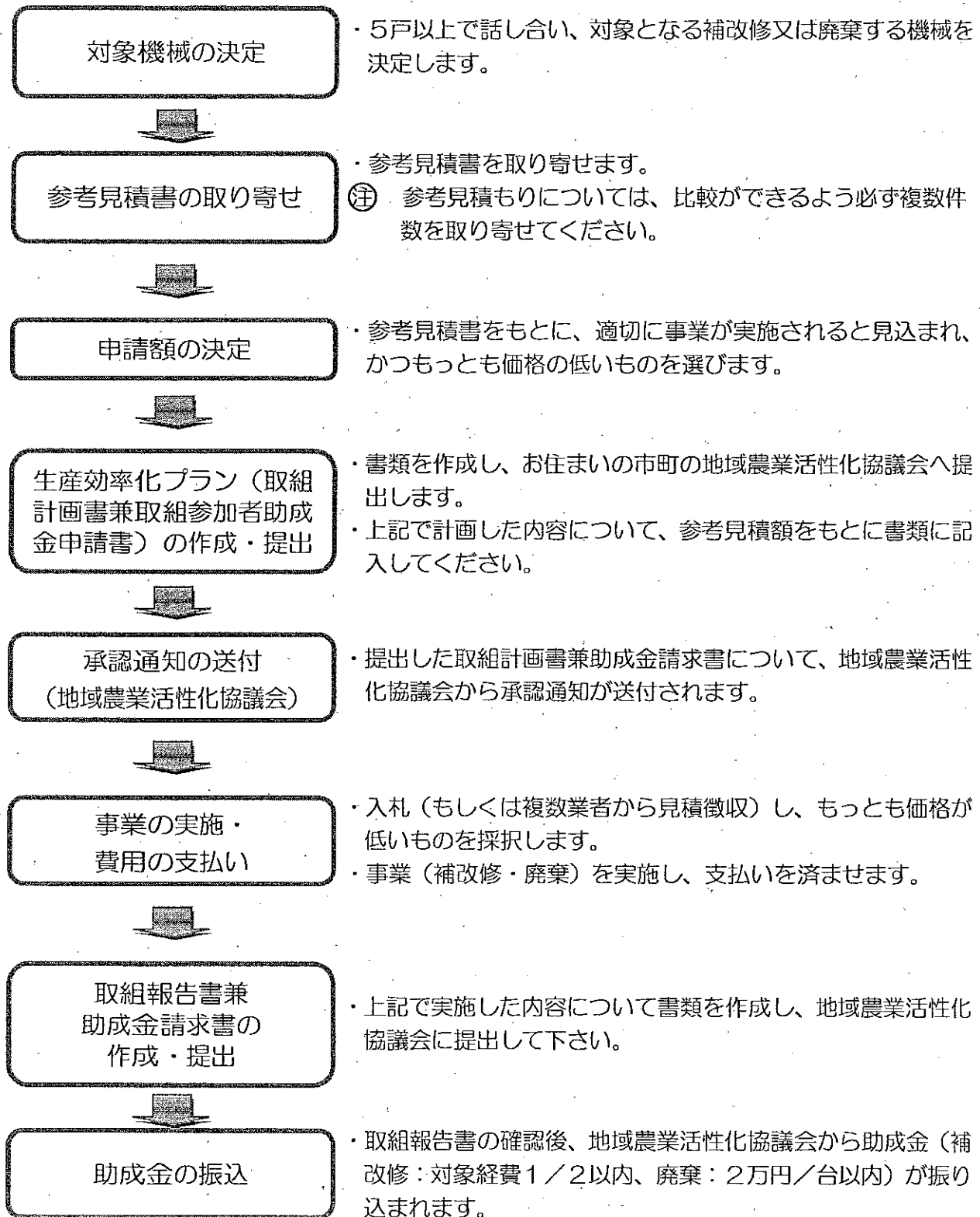


<取組の申請及び報告時に必要な書類>

次の書類を作成の上、地域農業活性化協議会へ提出して下さい。

区 分	申請者及び申請内容
取組申請時	<p>① 効率的な機械利用体系の構築に向けた取組の場合            【攻めの農業実践緊急対策事業実施要領 参考様式第3号】            「効率的機械利用体系構築事業 取組計画書兼取組参加者助成金申請書」            (生産効率化プラン) 本体            【攻めの農業実践緊急対策事業実施要領 参考様式第3号 別添1及び2】            取組参加者助成金申請書(リース方式による機械等の導入の取組用)            個票(リース方式による機械等の導入の取組用)</p> <p>② 高収益品目等の導入に向けた取組の場合            【攻めの農業実践緊急対策事業実施要領 参考様式第4号】            「高収益品目等導入支援事業 取組計画書兼取組参加者助成金申請書」            (高収益プラン) 本体            【攻めの農業実践緊急対策事業実施要領 参考様式第4号 別添1及び2】            取組参加者助成金申請書(リース方式による機械等の導入の取組用)            個票(リース方式による機械等の導入の取組用)</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業実施主体の規約、定款等(その他農業者の組織する団体の場合)</li> <li>○ 営農計画書の写し等</li> <li>○ 導入機械の管理規定、利用計画等</li> <li>○ 導入機械の受益地域を示す位置図(地図)</li> <li>○ 導入機械の規模決定根拠</li> <li>○ 導入機械のカタログ等</li> <li>○ 参考見積書等事業費の参考としたもの (リース事業者)</li> <li>◇ 直近の決算資料及び直近3カ年分のリース実績が分かる資料</li> </ul>
取組報告時	<p>【攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書 様式第5号】            「攻めの農業実践緊急対策事業 取組報告書兼取組参加者助成金請求書」            (リース方式による機械等の導入の取組用)</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 承認された取組計画書兼助成金申請書の写し (軽微な変更があった場合においては、承認を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付)</li> <li>○ リース契約書の写し</li> <li>○ 導入機械の写真(全体及び型番が分かるもの)</li> <li>○ 機械購入時の入札又は見積合わせ(少なくとも3件)の関係資料</li> <li>○ 発注書、請求書、納品書、領収書の写し</li> </ul>

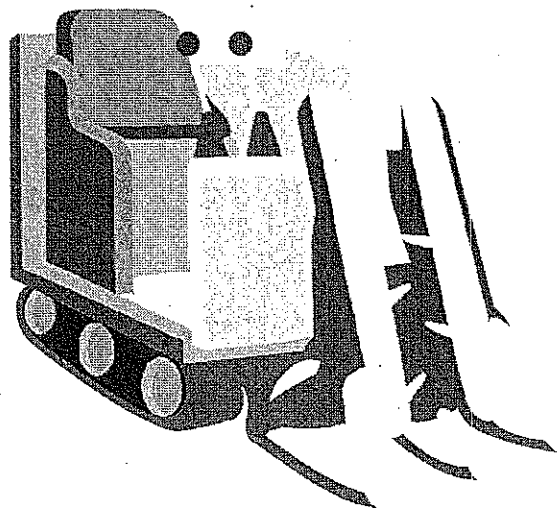
## ○補改修、廃棄の場合



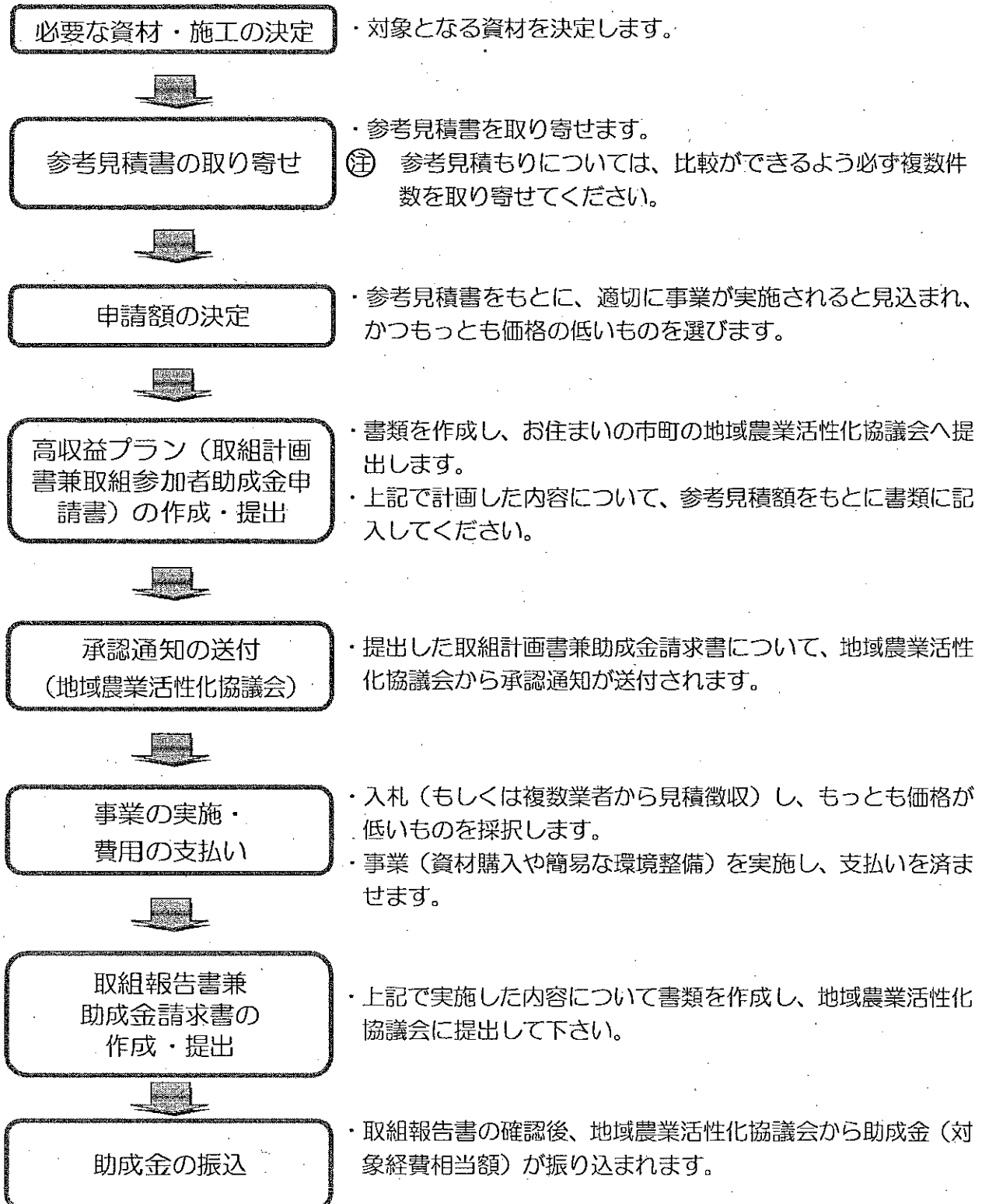
<取組の申請及び報告時に必要な書類>

次の書類を作成の上、地域農業活性化協議会へ提出して下さい。

区分	様式名及び記載内容
取組申請時	<p>【攻めの農業実践緊急対策事業実施要領 参考様式第3号】 「効率的機械利用体系構築事業 取組計画書兼取組参加者助成金申請書」 (生産効率化プラン) 本体</p> <p>【攻めの農業実践緊急対策事業実施要領 参考様式第3号 別添1及び2】 取組参加者助成金申請書(リース方式による機械等の導入<u>以外</u>の取組用) 個票(リース方式による機械等の導入<u>以外</u>の取組用)</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業実施主体の規約、定款等(その他農業者の組織する団体の場合)</li> <li>○ 営農計画書の写し等</li> <li>○ 補改修した機械の管理規定、利用計画等</li> <li>○ 補改修した機械の受益地域を示す位置図(地図)</li> <li>○ 参考見積書等事業費の参考としたもの</li> <li>○ 機械譲渡証明書、廃棄処理依頼書など</li> </ul>
取組報告時	<p>【攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書 様式第5号】 「攻めの農業実践緊急対策事業 取組報告書兼取組参加者助成金請求書」 (リース方式による機械等の導入<u>以外</u>の取組用)</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 承認された取組計画書兼助成金申請書の写し (軽微な変更があった場合においては、承認を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付)</li> <li>○ 対象機械の写真(全体及び型番が分かるもの)</li> <li>○ 入札又は見積合わせ(少なくとも3件)の関係資料</li> <li>○ 発注書、請求書、納品書、領収書の写し</li> </ul>



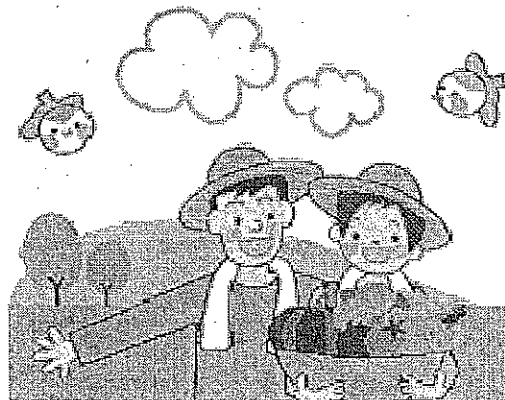
○資材購入や簡易な環境整備の場合



<申請に必要な書類>

次の書類を作成の上、地域農業活性化協議会へ提出して下さい。

事業内容	実施内容及び記載内容
取組申請時	<p>【攻めの農業実践緊急対策事業実施要領 参考様式第4号】  「高収益品目等導入支援事業 取組計画書兼取組参加者助成金申請書」  (高収益プラン) 本体</p> <p>【攻めの農業実践緊急対策事業実施要領 参考様式第4号 別添1及び2】  取組参加者助成金申請書(リース方式による機械等の導入<u>以外</u>の取組用)  個票(リース方式による機械等の導入<u>以外</u>の取組用)</p>
	<p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業実施主体の規約、定款等(その他農業者の組織する団体の場合)</li> <li>○ 営農計画書の写し等</li> <li>○ 導入資材の利用計画</li> <li>○ 簡易な環境整備の設計図・施工計画書等</li> <li>○ 導入資材又は簡易な環境整備の受益地域を示す位置図(地図)</li> <li>○ 導入資材又は簡易な環境整備の規模決定根拠</li> <li>○ 導入資材設置場所又は簡易な環境整備施工場所の地図及び写真</li> <li>○ 参考見積書等事業費の参考としたもの</li> </ul>
取組申請時	<p>【攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書 様式第5号】  「攻めの農業実践緊急対策事業 取組報告書兼取組参加者助成金請求書」  (リース方式による機械等の導入<u>以外</u>の取組用)</p>
	<p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 承認された取組計画書兼助成金申請書の写し  (軽微な変更があった場合においては、承認を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付)</li> <li>○ 発注書、請求書、納品書、領収書の写し</li> <li>○ 資材購入時の入札又は見積合わせ(少なくとも3件)の関係資料</li> <li>○ 施工内容が分かる書類(委託契約書、完了計画書の写し、作業日誌等)</li> </ul>



**\*申込先\***

事業の実施については、お住まいの市町の地域農業活性化協議会又は農林総合事務所へご相談ください。

**\*申込上の留意事項\***

募集受付時に要件を全て満たしたものの、申請額の合計が予算額上限を超えた場合には、① 持続的な生産活動が期待できる共同利用組合、② 目標年度における生産コスト削減率、③ 目標年度における機械作業の集約面積の順で承認します。

この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げることにより調整し、最終順位の取組が複数ある場合は、助成率が均一になるよう減額して助成します。

**\*お住まいの市町の地域農業活性化協議会の窓口\***

- ・加賀市農業活性化協議会：加賀市農林水産課 (0761-72-7910)
- ・小松市農業活性化協議会：小松市農林水産課 (0761-24-8080)  
又はJA小松市米穀対策課 (0761-23-4052)
- ・能美市農業活性化協議会：能美市農政課 (0761-58-2256)
- ・川北町農業活性化協議会：JA能美営農推進課 (0761-57-2655)
- ・白山市農業活性化協議会：白山市農業振興課 (076-274-9540)
- ・野々市市農業活性化協議会：野々市市産業振興課 (076-227-6081)
- ・金沢市農業活性化協議会：金沢市農業振興課 (076-220-2214)
- ・河北郡市農業活性化協議会：JA石川かほく営農経済部 (076-288-7555)
- ・羽咋市農業活性化協議会：羽咋市農林水産課 (0767-22-1116)
- ・宝達志水町農業活性化協議会：宝達志水町農林水産課 (0767-29-8240)
- ・志賀町農業活性化協議会：志賀町農林水産課 (0767-32-9221)
- ・中能登町農業活性化協議会：JA能登わかば鹿島支店 (0767-76-2585)
- ・七尾市農業活性化協議会：七尾市農林水産課 (0767-53-8422)
- ・穴水町農業活性化協議会：穴水町産業振興課 (0768-52-3670)
- ・輪島市農業活性化協議会：輪島市農林水産課 (0768-23-1141)
- ・能登町農業活性化協議会：能登町農林水産課 (0768-76-8302)
- ・珠洲市農業活性化協議会：珠洲市産業振興課 (0768-82-7767)

**\*県の窓口\***

石川県農業活性化協議会（石川県農林水産部企画調整室 米政策担当）  
TEL：076-225-1612 FAX：076-225-1618

各地区の 相談窓口  (農林総合 事務所)	南加賀農林総合事務所企画調整室	0761-23-1707
	石川農林総合事務所企画調整室	076-276-0528
	県央農林総合事務所企画調整室	076-204-2100
	中能登農林総合事務所企画調整室	0767-52-2583
	奥能登農林総合事務所企画調整室	0768-26-2322

※申請書類の様式はお住まいの市町の地域農業活性化協議会又は県協議会ウェブサイト

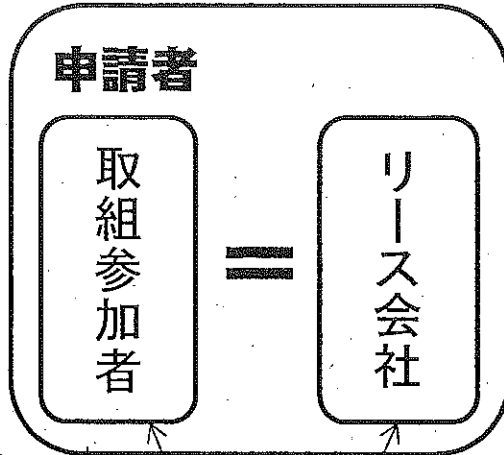
(<http://www.chu.is-ja.jp/inkk/>) から入手できます



# 申請時の事務フロー

事業実施者段階

※リース事業の場合  
その他の場合は  
本フローを準用



注) 図中の略称  
要領：攻めの農業実践緊急  
対策事業実施要領

業務：石川県農業活性化  
協議会業務方法書

<公募期間内>

①計画書兼申請書  
(要領参考様式第3号)  
提出

⑫承認通知送付

市町段階

## 地域協議会

②計画書兼申請書審査

③承認協議書作成  
(業務様式第3号-1)

⑪承認通知作成  
(業務様式第2号)

④承認協議書類送付

⑩承認通知送付

※申請内容が地域協議会  
の域を超える事業の場合  
は地域協議会による審査  
を省略する場合がある。

県段階

## 県協議会

(農林総合事務所  
企画調整室)

(県企画調整室)

(経由)

⑨承認通知送付  
(業務様式第3号-2)

⑧計画承認

⑤計画書兼申請書  
承認協議書審査

⑥承認協議書類送付

⑦計画書兼申請書  
承認協議書  
審査・確認

# 実績報告時の事務フロー

事業実施者段階

※リース事業の場合  
その他の場合は  
本フローを準用

## 申請者

取組参加者

リース会社

=

注) 図中の略称  
要領：攻めの農業実践緊急  
対策事業実施要領

業務：石川県農業活性化  
協議会業務方法書

①取組報告書兼  
請求書提出  
(業務様式第5号)

⑫助成額通知

助成金の支払

市町段階

※検査報告書の様式は  
任意とするが、地域協  
議会において必ず作成  
し、請求書に添付のこ  
と

## 地域協議会

②取組報告書兼請求書検査

③助成金請求書作成  
(業務様式第6号)  
☆検査報告書作成

⑪助成額通知作成  
(業務様式第8号)

④取組報告・助成金  
請求書送付

⑩助成額通知送付

助成金の支払

県段階

## 県協議会

(農林総合事務所  
企画調整室)

(経由)

⑤取組報告・助成金  
請求書検査  
☆検査報告書の作成

⑨承認通知送付  
(業務様式第7号)

⑥取組報告・  
助成金請求書  
(☆検査報告書) 送付

(県企画調整室)

⑧交付決定

⑦取組報告・助成金  
請求書 (☆検査報告書)  
審査・確認

支払依頼 (速やかに)

(JA県中央会)

## 攻めの農業実践緊急対策事業の当面のスケジュール

平成26年6月20日現在

### 1 地域事業計画の申請

地域において事業を始める（公募開始）ためには、地域協議会において地域事業計画（実施要領参考様式第1号）を作成し、県協議会長の承認を得る必要があります。

計画の作成にあたっては、基本的に助成内容等は県内統一といたし、県協議会同様の計画を作成の上、県協議会長あて申請してください。

なお、公募前で事業費の積算が困難なことから、計画作成にあたっては、各取組の事業費及び助成金は空欄としてください。

また、事務費が必要な地域協議会におかれましては、事務費についても個票を作成してください。

地域事業計画の申請〆切 平成26年6月27日（金）必着！！

### 2 事業公募期間 ※取組参加者〆切

第1次公募 平成26年7月1日（火）～7月25日（金）

第2次公募 平成26年12月頃（予定）

### 3 県協議会 協議受付期間 ※地域協議会〆切

第1次受付 平成26年7月1日（火）～7月31日（木）

第2次受付 平成26年12月頃（予定）

### 4 県協議会 承認通知施行日

平成26年8月1日（金）（予定）

### 5 取組の実施

平成26年8月1日（金）以降（予定）

### 6 取組報告書兼請求書の提出～助成金の支払

取組実施後 随時 ※但し、極力とりまとめの上請求願います。

### 7 地域事業計画の変更承認

取組参加者からの実績報告（事業費）を反映し、県協議会へ変更承認申請

攻めの農業実践緊急対策事業

## 都道府県事業計画書(案)

事業実施主体名: 石川県農業活性化協議会

事業実施年度: 平成26年度

(別添様式) (別記様式第3号関係)

# 攻めの農業実践緊急対策事業 都道府県事業計画

石川 県農業活性化協議会

策定：平成26年 月 日  
変更： 年 月 日

目標年度：平成27年度 (事業実施年度の翌年度)

## 第1 地域の農業生産に係る現状と課題

本県は、耕地面積の約8割が水田で、水稲作付面積は、昭和60年から平成25年にかけて約30%減少(37,700ha→27,000ha)したものの、全農地に占める作付割合は63%と依然と高く、水稲作が農業の基幹となっている。  
また、水田転作は、加賀地域を中心に麦・大豆が、河北・中能登地域では、備蓄米、加工用米、飼料用米など非主食用米での転作が定着してきているが、麦・大豆については、収量や品質面での向上が課題となっている。  
一方、中山間地域等の条件不利地域では、担い手の高齢化が進展し、農家戸数の減少とともに、不作付地が増加するなど、農業生産のみならず、農業・農村が担う多面的機能の低下が懸念される状況にある。

## 第2 攻めの農業実践に向けた基本的な取組方針

国の4つの改革を受け、地域・集落の担い手や農地など地域の実情を踏まえ、

- 1 生産数量目標の範囲内で主食用米の作付を最大限推進
- 2 麦、大豆、園芸作物等の作付拡大、産地育成の推進
- 3 非主食用米(備蓄米、加工用米、飼料用米等水田活用米穀)の作付拡大

の3項目を基本方針として、攻めの農業を実践する取組を後押しするため、本事業を活用して、水田フル活用等に資する低コスト生産のための高効率機械の導入、高収益作物等への転換等による農業者の所得向上に資する取り組みを総合的に支援する。

## 第3 機械利用体系の効率化に向けた取組方針

取組に参加する農業者全体で機械利用体系を見直しを行い、基幹的農業者へ機械作業を集約し、生産コストの削減を図る。

## 第4 高収益品等の導入に向けた取組方針

従来の作付品目と比較して収益性の高い新規作物や有機栽培、施設園芸等の栽培体系等を導入し、農家所得の向上を図る。

第5 集出荷・加工処理体制の合理化に向けた取組方針

農業者団体の意向を考慮しつつ、利用者にとって利便性が高い施設のあり方を検討し、集出荷施設の集約を図る。

第6 平成26年度事業計画総括表

基金造成額 490,785,000円

通年度実施額 0円

今年度計画額

(単位：千円)

協議会名	取組に係る助成額 (④)				都道府県協議会事務費 (⑤)	計 (④+⑤)
	機械利用体系の効率化に係る取組	高収益品目の導入に係る取組	うち、本取組のみの実施額	集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組		
都道府県協議会 (①)	165,000	80,000	40,000	0	392	245,392
地域協議会合計 (②)	0	0	0	-		0
○○協議会						
○○協議会						
○○協議会						
再編事業者合計 (③)	-	-	-	0		0
○○組合						
合計 (①+②+③)	165,000	80,000	40,000	0	392	245,392

注：計画変更により修正を行う場合は見え消し又は二段書きなどにより修正箇所がわかるように記載してください。

第7 取組の明細

別紙のとおり

- 注1： 総括表については別紙1を、取組ごとの個票については別紙2を使用してください。
- 注2： 地域協議会段階で取組を行う場合、地域事業計画及びその添付書類(別紙1・別紙2)の写しも添付してください。
- 注3： 再編事業者が取組を行う場合、集出荷・加工処理合理化プログラムの写しも添付してください。

## 取組の明細（総括表）

### 石川 県農業活性化協議会

第 1 取組の総括表

単位：千円

整理番号	分類	内容	事業費	助成金	備考
1	1	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成	280,000	140,000	該当なし
2	1	効率的機械利用体系の構築に必要な機械の補改修及び廃棄に対する助成	50,000	25,000	該当なし
3	2	高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械リース導入に対する助成	80,000	40,000	該当なし
4	2	高収益品目等の導入の際に必要な資材購入、簡易な環境整備に対する助成	40,000	40,000	該当なし
5	4	都道府県協議会として執行する事務費	392	392	該当なし
合計			450,392	245,392	

第 2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

申請は、一次、二次に分けて受け付ける。  
 各募集受付時における承認上限額は、「各取組に係る助成金」－（既交付決定額）とする。  
 なお、各募集受付時に要件を全て満たしたものの申請が承認額上限を超えた場合には、次の順で承認する。  
 ① 持続的な生産活動が期待できる共同利用組合  
 ② 目標年度における生産コスト削減率  
 ③ 目標年度における機械作業の集約面積  
 最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げることにより調整し、最終順位が複数いる場合は、助成率が均一になるよう減額して対応する。  
 また、各募集受付の際に、各取組に係る助成率を超えた場合、他の取組に係る助成率の残額を流用して対応する。

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第7条第6項に基づき定めた「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」の決め方を記入してください。優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整した場合には、その方法について記入してください。

### 取組の明細 (個票)

協議会名	石川県農業活性化協議会	整理番号	1	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	140百万円 (仕入れに係る消費税等相当額※ 該当なし)				
対象作物	水稻、麦類、雑穀、豆類、野菜、果樹、花卉、飼料作物、いぐさ				
対象者	リース事業者と、次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者(担い手)で共同申請する。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業者、⑧公社(地方公共団体が出資している法人)				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格(税抜)の1/2以内		
取組内容	取組地域における生産コスト▲1割に向けた次の取組を支援する。 1 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費(※1)の助成を行う(リース物件本体価格の1/2以内)(※2)  ※1 取得価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む)。 ※2 購入選択権付リース契約、リース期間満了後の譲渡を前提としている契約、中古機械のリース契約は除く。				
取組要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること</li> <li>○ 5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること</li> <li>○ 担い手を明確にすること</li> <li>○ 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること</li> <li>○ プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者(コントラクター、機械利用組合含む)が実施すること</li> <li>○ 導入機械の規模が適正であること(「石川県特定高性能農業機械導入計画(以下「導入計画」という。)」に定めた利用規模の下限面積以上の利用計画を有すること。また、導入計画に定めのない農業機械については、機械の能力及び利用面積から収支計画で収支マイナスにならない適正な規模であること)</li> <li>○ リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。</li> <li>○ リース事業者と共同申請を行うこと。</li> <li>○ リース導入する機械等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施又は複数の業者より見積もりを提出させること等により事業費の低減を図ること</li> </ul>				
要件の確認方法	<p>1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、概算見積書等の写し、カタログ、リース事業者の直近の決算資料及び直近3カ年分のリース実績が分かる資料など</p> <p>2 請求時(現場検査・書類検査) リース価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】○機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○リース導入に係る入札又は見積もり合わせの関係書類、リース契約書の写し、発注書、請求書、納品書、領収書の写し(支払済の場合)、導入機械及び機器の写真(全体および型番のわかるもの)</p>				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

<p>申請は、一次、二次に分けて受け付ける。 各募集受付時における承認上限額は、「各取組に係る助成金」(既交付決定額)とする。 なお、各募集受付時に要件を全て満たしたものの申請が承認額上限を超えた場合には、次の順で承認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 持続的な生産活動が期待できる共同利用組合</li> <li>② 目標年度における生産コスト削減率</li> <li>③ 目標年度における機械作業の集約面積</li> </ol> <p>最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げるにより調整し、最終順位が複数いる場合は、助成率が均一になるよう減額して対応する。</p>
---



### 取組の明細（個票）

協議会名	石川県農業活性化協議会	整理番号	2	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械の補改修及び廃棄に対する助成				
当該取組に係る助成金額	25百万円 (仕入れに係る消費税等相当額※ 該当なし)				
対象作物	水稻、麦類、雑穀、豆類、野菜、果樹、花卉、飼料作物、いぐさ				
対象者	農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体 その他農業者の組織する団体、農業協同組合、農業サービス事業体、公社				
助成上限額	補改修 1 廃棄 2万円/台	助成率	補改修 1/2以内 廃棄 2万円以内/台		
取組内容	<p>取組地域における生産コスト▲1割に向けた次の取組を支援する。</p> <p>1 担い手への機械作業の集約化により作付体系の転換等を行う非担い手が所有する機械の廃棄に要する経費（※）の助成を行う（1台当たり2万円以内）</p> <p>2 担い手が非担い手が所有していた機械等を再利用するための補改修に要する経費（※）の助成を行う（オーバーホールに必要な経費の1/2以内）</p> <p>※ 取得価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。</p>				
取組要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること</li> <li>○ 5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること</li> <li>○ 担い手を明確にすること</li> <li>○ 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること</li> <li>○ プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者（コントラクター、機械利用組合含む）が実施すること</li> </ul>				
要件の確認方法	<p>1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、概算見積書等の写し、機械譲渡証明書、廃棄処理依頼書など</p> <p>2 請求時（現場検査・書類検査） オーバーホール価格、廃棄価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】○機械本体の型番などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○廃棄処理依頼書、オーバーホールに係る入札又は見積もり合わせの関係書類発注書、請求書、領収書の写し（支払済の場合）</p>				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

<p>申請は、一次、二次に分けて受け付ける。 各募集受付時における承認上限額は、「各取組に係る助成金」－（既交付決定額）とする。 なお、各募集受付時に要件を全て満たしたものの申請が承認額上限を超えた場合には、次の順で承認する。</p> <p>① 持続的な生産活動が期待できる共同利用組合 ② 目標年度における生産コスト削減率 ③ 目標年度における機械作業の集約面積</p> <p>最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げることにより調整し、最終順位が複数いる場合は、助成率が均一になるよう減額して対応する。</p>
---

## 取組の明細（個票）

協議会名	石川県農業活性化協議会	整理番号	3	分類	2
取組名称	高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械リース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	40百万円 (仕入れに係る消費税等相当額※ 該当なし)				
対象作物	水稻、麦類、雑穀、豆類、野菜、果樹、花卉、飼料作物、いぐさ				
対象者	農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体 その他農業者の組織する団体、農業協同組合、農業サービス事業体、公社				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2（千円未満切捨）	助成率	リース物件本体価格（税抜）の1/2以内		
取組内容	<p>高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。</p> <p>1 高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械リース導入に要する経費（※1）の助成を行う（本体価格の1/2以内）（※2）</p> <p>※1 取得価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。</p> <p>※2 購入選択権付リース契約、リース期間満了後の譲渡を前提としている契約、中古機械のリース契約は除く。</p>				
取組要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。</li> <li>○ 条件不利地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4に定める地域をいう。）においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合、新規5戸以上の農業者が参加し、又は新規取組面積が1ha以上となること。</li> <li>○ 高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。</li> <li>○ 導入機械の規模が適正であること（「石川県特定高性能農業機械導入計画（以下「導入計画」という。）」に定めた利用規模の下限面積以上の利用計画を有すること。また、導入計画に定めのない農業機械については、機械の能力及び利用面積から収支計画で収支マイナスにならない適正な規模であること）</li> <li>○ リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。</li> <li>○ リース事業者と共同申請を行うこと。</li> <li>○ リース導入する機械等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施又は複数の業者より見積もりを提出させること等により事業費の低減を図ること</li> </ul>				
要件の確認方法	<p>1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、概算見積書等の写し、カタログ、リース事業者の直近の決算資料及び直近3カ年分のリース実績が分かる資料など</p> <p>2 請求時（現場検査・書類検査） リース価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】○機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○リース導入に係る入札又は見積もり合わせの関係書類、リース契約書の写し、発注書、請求書、納品書、領収書の写し（支払済の場合）、導入機械及び機器の写真（全体および型番のわかるもの）</p>				
備考					

## ◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

申請は、一次、二次に分けて受け付ける。

各募集受付時における承認上限額は、「各取組に係る助成金」－（既交付決定額）とする。

なお、各募集受付時に要件を全て満たしたものの申請が承認額上限を超えた場合には、次の順で承認する。

① 目標年度における取組参加者数

② 目標年度における取組面積

最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げることにより調整し、最終順位が複数いる場合は、助成率が均一になるよう減額して対応する。

取組の明細（個票）

協議会名	石川県農業活性化協議会	整理番号	4	分類	2
取組名称	高収益品目等の導入の際に必要な資材購入、簡易な環境整備に対する助成				
当該取組に係る助成金額	40百万円 (仕入れに係る消費税等相当額※ 該当なし )				
対象作物	水稲、麦類、雑穀、豆類、野菜、果樹、花卉、飼料作物、いぐさ				
対象者	農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体 その他農業者の組織する団体、農業協同組合、農業サービス事業体、公社				
助成上限額	—	助成率	定額		
取組内容	<p>高収益品目への転換に向けた次の 取組を支援する。</p> <p>1 高収益品目等導入の際に必要な資材の購入に要する経費の助成 ただし、肥料、農薬等、毎年度必要となるもの資材を除く 助成対象資材：パイプハウス、果樹棚、トレリス、永年性植物の苗木、その他これらに準ずるものであって対象品目の導入にあたって必要なもの</p> <p>2 高収益品目等導入の際に必要な生産基盤の簡易な整備に要する経費を助成 ただし、土地改良事業（土地改良法第2条2項に定める事業をいう。）に相当する事業は除く 助成対象施工： ①障害物の除去一耕作に支障となる木竹の抜根、石礫の除去等 ②深耕一作物を栽培する上で必要な作土深の確保 ③整地一切土、盛土、均平、畦畔の補修等 ④容土一搬入容土、反転容土 ⑤暗きよ排水一集水暗きよ、弾丸暗きよ等簡易な暗きよの設置等 ⑥かんがい排水末端の農業用排水路の改良、補修、しゅんせつ ⑦その他一①～⑥に準ずるものであって、農用地等の利用に当たり必要なもの</p>				
取組要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。</li> <li>○ 条件不利地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4に定める地域をいう。）においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合、新規5戸以上の農業者が参加し、又は新規取組面積が1ha以上となること。</li> <li>○ 高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。</li> <li>○ 資材購入数量は、高収益品目の生産計画に見合ったものであり、購入価格は妥当であること。</li> <li>○ 施工費の単価は、地域の標準的な農作業受委託料金と照らし合わせて適正なものであること。</li> </ul>				
要件の確認方法	<p>1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○（共通）申請者の規約、営農計画書の写し、 （資材）資材設置場所の地図及び写真、資材等の利用計画、数量などの算定根拠、概算見積書等の写し、カタログ （整備）施工場所の地図及び写真（平面及び断面）、施工計画書など</p> <p>2 請求時（現場検査・書類検査） 購入価格又は施工費等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】○資材設置後又は施工後（平面及び断面）に写真撮影を実施 【確認書類】○高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○（共通）発注書、請求書、領収書の写し（支払済の場合） （資材）資材購入に係る入札又は見積り合わせの関係書類 （整備）施工内容がわかる書類（委託契約書、完了報告書の写し、作業日誌等）</p>				
備考					

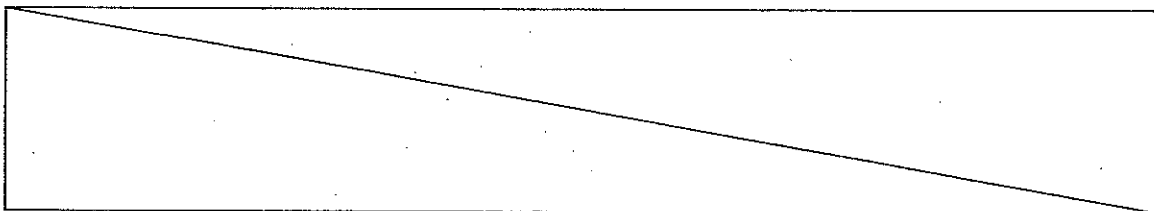
◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

申請は、一次、二次に分けて受け付ける。  
各募集受付時における承認上限額は、「各取組に係る助成金」一（既交付決定額）とする。  
なお、各募集受付時に要件を全て満たしたものの申請が承認上限を超えた場合には、次の順で承認する。  
① 目標年度における取組参加者数  
② 目標年度における取組面積  
最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げることにより調整し、最終順位が複数いる場合は、助成率が均一になるよう減額して対応する。

取組の明細 (個票)

協議会名	石川県農業活性化協議会	整理番号	5	分類	4
取組名称	都道府県協議会として執行する事務費				
当該取組に係る助成金額	392千円 (仕入れに係る消費税等相当額※ 該当なし )				
対象作物	—				
対象者	—				
助成上限額	392千円	助成率	定額		
取組内容	攻めの農業実践緊急対策事業の取組に必要な事務を行う (1) 事業の推進・指導 (2) 業務方法書等に定められた書類作成 (3) 申請内容の確認 (4) 助成金の支払い (5) その他事業の取組に必要な業務				
取組要件	実施要領別表 2 の範囲				
要件の確認方法	○ 経費の必要性 ○ 委託先や発注先選定の妥当性 ○ 価格等の妥当性 ○ 履行の確認 【確認書類】 発注等に係る内部決裁書類、請求書、納品書、領収書、委託契約に係る書類の写し、支払調書、出張復命書など				
備考	助成金額は基金造成額の 1 % 以内				

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無



攻めの農業実践緊急対策実務用Q & A（未定稿）  
（未定稿：平成26年2月27日現在）

注 事業の要件、補助率、対象者等については、国の最低限の基準を示すものであり、この範囲内で、本事業の事業実施主体（都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会）が具体的な要件を定めることとなる。

### 【総論】

- (問 1) 事業を実施する趣旨いかん。
- (問 2) 事業の具体的な仕組みいかん。
- (問 3) 本事業は必ず取り組まなくてはならないか。

### 【事業の実施体制】

- (問 4) 本事業における都道府県農業再生協議会（以下、都道府県協議会）と地域農業再生協議会（以下、地域協議会）の役割いかん。
- (問 5) 任意団体である都道府県・地域協議会において、多額の資金を扱うこととなるが、留意すべきことは何か。
- (問 6) 事業実施期間終了後に、県・地域協議会において留意すべきことは何か。

### 【都道府県・地域事業計画等】

- (問 7) 都道府県実施方針において、26年末の活用額を記入することとしているのはなぜか。
- (問 8) 都道府県事業計画は、全ての地域事業計画をとりまとめた後に提出しなければならないのか。
- (問 9) 都道府県協議会の事業計画において、高収益作物等導入事業を単独で実施する地区への助成額は基金総額の5分の1以内とされているが、地域協議会単位では制限はないのか。
- (問10) 県協議会は、産地資金と同様に「地域協議会に配分できる」という考えか。どのような考え方で地域協議会毎の交付額を算定すればよいのか。
- (問11) 県協議会の事務費の活用可能額は、実施計画額の1%以内とされており、地域協議会の事務費の活用可能額は県の業務方法書で定めることとされているが、地域協議会の事務費は地域協議会への配分額（事務費除く）の1%を超えてもよいのか。
- (問12) 業務方法書（未定稿）第6条の「取組計画書兼助成金申請書」について、一定の申請期間を設けることとなっているが、どのように設定すればよいのか。
- (問13) 事業計画の承認を受けた後、交付対象となり得る者に、取組内容を周知するとあるが、国はどのような事を想定しているのか？県全体や地域の取組の内容を周知するため県や市町村のHPで公表することでよいのか。

### 【事業内容】

- (問14) 本事業の助成対象及び補助率いかん。
- (問15) 効率化を図る作業について、全て担い手（コントラクター及び機械利用組合を含む）が実施する計画とすることとは具体的にはどういうことか。
- (問16) 生産効率化プランは原則5戸以上の農家で作成することとされているが、参加農家数のカウントに関し、複数の農家が含まれる法人等はどのように取り扱うのか。
- (問17) 「機械作業の集約」とはどのような考えるのか。集約前と集約後の農業機械は同種のものである必要があるのか。
- (問18) 生産効率化プランについて、どのような生産効率化の取組が対象となるのか。
- (問19) 農業機械の導入を図る場合、非担い手の農業機械は必ず処分しなければならないのか。
- (問20) 生産コストの減を目標として設定することとされているが具体的にはどういった形とすれば良いのか。

- (問21) 効率化プランの目標が達成できなかった場合、どうなるのか。助成金の返還が必要なのか。
- (問22) 高収益作物等とは具体的にどのようなものを想定しているのか。
- (問23) 高収益プランの目標が達成できなかった場合、どうなるのか。助成金の返還が必要なのか。
- (問24) 再編合理化プランについて、具体的にはどのような取組が対象となるのか。
- (問25) 再編合理化プランの目標が達成できなかった場合、どうなるのか。助成金の返還が必要なのか。
- (問26) リース契約の際に留意すべきことは何か。
- (問27) 機械はリースしか導入できないという理解でよろしいか。
- (問28) 現有の機械（コンバインや播種機）が老朽化していて、そろそろ更新しないと産地がもたない場合、新型のコンバインや播種機に買い換える行為は、補助対象になるか。能力算出の結果、現行機種と同能力であっても、選定機種の方が作業速度の向上などメリットがあればよいか。
- (問29) 機械の受益者は1戸でもよいのか。
- (問30) リースで導入したものを、それを使用しない期間に限り、農業者に貸し出すのは適当か。
- (問31) 機械リースを行う場合のリース手数料等について、助成の対象となるのか。
- (問32) 再利用する機械に関し、担い手への譲渡は無償でなければならないのか。
- (問33) 機械をオーバーホールした場合の処分制限期間はどのように考えるのか。
- (問34) 弾丸暗渠の施工費を対象とする場合、単価はどのように設定すべきか。
- (問35) リース事業者の要件はあるのか。
- (問36) リース事業者の財務状況や過去の実績等の検査はどう行ったらよいか。
- (問37) 施設内に配置する設備で設置の為の工事が必要なものは対象外か。設備のリース費用のみならば補助対象となるのか。
- (問38) 内部設備としてフォークリフト等の整備は可能か。
- (問39) 機械のリース契約等、本事業の取組はいつから助成対象となるか。
- (問40) 機械及び機器の導入の際に、どのように機種及び事業者を決めればよいか。
- (問41) 事前に見積もり合わせ等を行うことは可能か。
- (問42) 機械の廃棄に対する助成の考え方いかん。
- (問43) 中山間地域等の条件不利地域とは具体的にはどこを指すのか。
- (問44) 土壌改良などほ場改善を行うほ場は、休耕田など水田台帳から除外しているものでもよいか。
- (問45) 同一の者が複数の取組を行い助成することは可能か。

#### 【事務手続き等】

- (問46) いわゆる出入作がある場合、どのように取扱うのか。
- (問47) 地域協議会が都道府県協議会に対して行う助成金の請求は、管轄内の取組参加者全員の請求書が集まらなければ行うことができないのか。また、取組参加者は、取組計画書に記載した全ての取組を終えなければ、請求を行うことができないのか。
- (問48) 協議会の口座で発生した利息（果実）の取扱はどうするのか。
- (問49) 消費税は助成対象となるか。

- (問50) 国の他の補助事業に取り組んだ又は現在取り組んでいる地域や生産者が、本事業を実施する際の留意点いかな。
- (問51) 本事業開始前に契約を行ったリース契約は対象となるか。
- (問52) 事業申請の前に、導入機械等を選定するため仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番まで決定しておいてもよいか。
- (問53) 県協議会、地域協議会の事務費は補助対象となるのか。
- (問54) 都道府県協議会の事務費の執行は、いつから可能となるのか。
- (問55) 協議会を構成する団体に属する職員の超過勤務分とは、正職員も含まれるのか。
- (問56) 助成要件の確認をどのように行うのか。
- (問57) 想定している助成金返還の例はどのようなものか。
- (問58) 「取組報告書兼助成金請求書」の提出期限はいつか。
- (問59) 本事業の事務費において、視察・研修旅費、県外での説明会の旅費は対象となるか。
- (問60) 26年産米からの作業集約に向け農業生産法人の設立を検討しているが、事業の募集時点で法人が設立されていない場合でも、生産効率化プランは認めてもらえるのか。



【総論】

(問 1) 事業を実施する趣旨いかん。

(答)

- 1 攻めの農業実現のためには、低コスト・高収益な産地体制に転換することが不可欠であるが、実際には
  - ① 面的集積がなされても、これに対応する高効率な機械装備がない
  - ② 集出荷施設や加工施設が分散しており、非効率・高コストな流通加工体制となっている
  - ③ 担い手に集約した後、非担い手の労働力が活用されないままとなっている等が課題が山積しているところ。
- 2 このような課題の解決に向けては、地域が一体となって機械利用体系や流通加工体制の合理化を図っていく必要があるが、それぞれの地域が抱える課題は、土地条件、機械装備等の問題等、地域によって多様であり、地域に応じた対応を行っていく必要。
- 3 このため、今回、地域が一体となって効率的な産地への転換に向けた推進力が発揮できるよう、効率的な農業機械の導入、既存機械の再利用への支援を通じた機械利用体系の効率化、既存の集出荷施設や加工施設の再編合理化に必要な設備の導入等といった取組を都道府県農業再生協議会や地域農業再生協議会が支援できる仕組みとして本事業を創設。

(問 2) 事業の具体的な仕組みいかん。

(答)

- 1 本事業は、国からの交付金により、都道府県農業再生協議会に基金を造成し、これを用いて攻めの農業を実践するための産地転換に取り組む地域における生産体制整備を支援することとしている。
- 2 具体的には、
  - ① 効率的な機械利用体系の構築に向けた機械導入や既存機械の再利用の取組
  - ② 集出荷施設や加工施設の再編に必要な高度化設備導入や用途転換の取組
  - ③ 高収益作物への転換に必要な機械・設備の導入等の取組を支援の対象としているところ。
- 3 各都道府県においては、
  - ① グレーゾーンの要件をケーススタディーするよりも、
  - ② 地域の将来を見据え、施設の再編や機械作業の効率化によるコストダウンを図るための王道の取組をしっかりと考えていただきたい。

(問 3) 本事業は必ず取り組まなくてはならないか。

(答)

必ずしも全ての地域で取り組まなければならないものではない。

【事業の実施体制】

(問 4) 本事業における都道府県農業再生協議会（以下、都道府県協議会）と地域農業再生協議会（以下、地域協議会）の役割いかん。

(答)

1 都道府県協議会については、

- ① 都道府県実施方針の作成
  - ② 基金の造成と地域協議会及び再編事業者への助成金の交付
  - ③ 地域協議会が策定した地域事業計画の取りまとめ、県の都道府県事業計画の作成
  - ④ 地域協議会が実施する助成事業の指導・監督（事業計画の策定に当たっての指導、事業の実施状況の点検等）
  - ⑤ 県全域を対象とした助成事業を行う場合は助成メニューの策定等の助成金の執行事務
  - ⑥ 国への事業実施状況の報告
- 等を担っていただくこととしている。

2 また、地域協議会については、

- ① 地域事業計画の作成
  - ② 助成メニューの設定
  - ③ 都道府県協議会への助成金の交付申請、要件確認、農業者等への助成金の交付等の助成金の執行事務
  - ④ 都道府県協議会への実施状況の報告
- 等を担っていただくこととしている。

(問 5) 任意団体である都道府県・地域協議会において、多額の資金を扱うこととなるが、留意すべきことは何か。

(答)

- 1 協議会は多額の資金を扱うことから、協議会規約、事務処理規程、会計処理規程などの諸規定に従って適切に業務を運営するための体制を整備し、会計処理を行うことが重要。
- 2 また、業務運営や会計処理の実施状況について点検することが重要。
- 3 実際に、他の事業で横領等の不祥事が生じた協議会では、規程類に従って業務が行われておらず、点検作業も行われていないケースばかりであり、本事業の実施に当たっては、改めて実施体制の再整備・再点検を実施することが望ましいと思料。
- 4 なお、地域協議会が助成金の請求を行う際の添付書類として、経理事務の処理体制(行員の管理・押印体制、複数の職員による相互チェック体制がとれていること)が分かる資料を添付することとしている。

(問 6) 事業実施期間終了後に、県・地域協議会において留意すべきことは何か。

(答)

- 1 事業の終了時に、円滑に事務処理が可能となるよう、以下の点に留意願いたい。
  - ① 残余財産の扱い  
国庫助成額相当額については、国に返還することとなるため、協議会の他の会計と区分管理することはもちろん、事業実施期間を踏まえ、円滑な会計処理が行えるよう、果実(利子)についても、整理しておくことが望ましいと考える。(過去の基金事業の例では、基金の返還後に利子が発生し、結果、返還手続きを二重に行う必要が生じたケースあり)
  - ② 関係書類の保存  
会計帳簿等の書類については、要綱その他の規程による保存年限まで保存していただく必要。

【都道府県・地域事業計画】

(問 7) 都道府県実施方針において、26年末の活用額を記入することとしているのはなぜか。

(答)

- 1 本事業については、26年度末を事業終期としているが、地域での合意形成に時間が必要なことから、事業期間の延長について財務当局と協議していくこととしている。
- 2 このような状況を踏まえ、基金の計画的な活用を図る観点から、26年末までの活用見込み額について地方農政局長等と調整した上で、記入いただくこととしているものである。
- 3 当面は、記入いただいた活用見込み額の範囲内での支出に限定させていただくこととするが、財政当局との協議状況等に応じて、適宜、基金残額の活用時期等について、調整していくこととしているので、ご承知おき願いたい。

(問 8) 都道府県事業計画は、全ての地域事業計画をとりまとめた後に提出しなければならないのか。

(答)

迅速な実施が行われるよう、提出が行われた地域事業計画から準備が整い次第、都道府県事業計画の添付資料として、地方農政局に承認申請をしていただきたい。その後、提出があった地域事業計画については、随時、都道府県事業計画の変更手続きとして、提出していただくこととなる。

(最初の都道府県事業計画の提出時は、都道府県の県域での取組に対する助成内容と所要額を添付し、地域事業計画が添付されていなくても提出可能)

(問 9) 都道府県協議会の事業計画において、高収益作物等導入事業を単独で実施する地区への助成額は基金総額の5分の1以内とされているが、地域協議会単位では制限はないのか。

(答)

要領等において地域協議会について5分の1の規定はしないが、中山間地域等での高収益作物等導入事業単独での要望額が都道府県全体の5分の1を上回らないよう、あらかじめ5分の1以内となるような調整方法を定めて、地域協議会へ周知しておく必要がある。

なお、計画申請が速やかにできるよう、都道府県協議会が地域協議会に対して同様な制限をつけることも可能。

(問10) 県協議会は、産地資金と同様に「地域協議会に配分できる」という考え方が、どのような考え方で地域協議会毎の交付額を算定すればよいのか。

(答)

地域協議会への交付額や交付額の算定方法については、県協議会が決定することができる。具体的には、生産体制の整備状況、地域協議会の振興計画等を勘案し、本事業の目的が達成されるよう、適切かつ公正な算定方法を検討されたい。なお、直近の作付面積に応じて機械的に配分するようなことは厳に慎んでいただきたい。

(問11) 県協議会の事務費の活用可能額は、実施計画額の1%以内とされており、地域協議会の事務費の活用可能額は県の業務方法書で定めることとされているが、地域協議会の事務費は地域協議会への配分額（事務費除く）の1%を超えてもよいのか。

(答)

地域協議会への配分方法は道府県協議会の任意であり、1%以内に限らない。

(問12) 業務方法書（未定稿）第6条の「取組計画書兼助成金申請書」について、一定の申請期間を設けることとなっているが、どのように設定すればよいのか。

(答)

農業者の申請の準備期間等を勘案しつつ、協議会で常識的に判断いただきたい。

(問13) 事業計画の承認を受けた後、交付対象となり得る者に、取組内容を周知するとあるが、国はどのような事を想定しているのか？  
県全体や地域の取組の内容を周知するため県や市町村のHPで公表すること  
でよいのか。

(答)

例えば、HPへの掲載の他、集落座談会等集会でのチラシ配布などを想定。

【事業内容】

(問14) 本事業の助成対象及び補助率いかん。

(答)

以下の範囲とする。

- 1 効率的機械利用体系の構築を導入する取組  
生産効率化プランを作成し認定を受ける必要。認定要件は
  - ① 5戸以上の農家が参加して作成すること
  - ② 機械を利用した作業を中心的に実施する担い手を決定すること
  - ③ 効率化を図る作業について、全て担い手（コントラクター及び機械利用組合を含む）が実施する計画とすること
  - ④ 生産効率化を図る品目の生産コストについて、地域平均と比較して少なくとも1割以上削減する目標を設定すること。

想定される取組経費	対象範囲	条件とする要件等
機械・機器のリース導入に係る経費 〔助成率：1/2以内〕	○農業用機械等 ・ 耕うん整地用機具などのアタッチメントを含む	・ 担い手への機械作業の集約化等に必要機械等のリース導入 ・ 助成金は、共同申請者のリース事業者へ支払い ・ 一台50万円以上
機械・機器の再利用に要する経費 〔助成率：1/2以内〕	○機械・機器のオーバーホールに必要な経費 ・ 協議会で定めた助成対象機械・機器の一部品であること。（アタッチメントでも可）	・ 担い手への機械作業の集約化等により作付体系の転換等を行う非担い手が所有する機械等の廃棄及び当該機械等を担い手が再利用するための補改修
機械・機器の廃棄に要する経費 〔助成率：定額（2万円以内）〕	○機械・機器の廃棄に要する経費 ・ 取得価格が50万円以上のものであって協議会で定めた対象機械であること	・ 廃棄したことを証明する書類を添付
検討会開催などに要する経費 〔助成率：定額〕 ※都道府県協議会又は地域協議会が実施するものに限る	○旅費 ・ 協議会構成団体に属する職員の旅費 ・ 外部専門家に対する旅費 ○報償費 ・ 講師謝礼など ○需用費 ・ 消耗品費	旅費・報償費は、都道府県や市町村で定めてある単価に準じること

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷製本費（資料印刷製本費）</li> <li>○使用料賃借料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場借上料など</li> </ul> </li> <li>○委託料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査委託料など</li> </ul> </li> </ul>	委託料は、委託先の選定理由や委託料の積算が適当であること
--	--	------------------------------

(注) 入札・見積もり合わせ後の価格又は定価

## 2 高収益作物を導入する取組

高収益プランを作成し認定を受ける必要。認定要件は条件不利地域以外では

- ① 生産効率化プランを作成し、認定を受けること
- ② 生産効率化プランに合意した農家のうち、機械利用の担い手以外の農家の6割以上が高収益作物に転換すること

条件不利地域であって生産効率化プランを作成していない地域にあつては、5人以上の農家が参加又は1ha以上の取組となること

想定される取組経費	対象範囲	条件とする要件等
機械・機器・設備のリース導入に係る経費 〔助成率：1/2以内〕	○農業用機械等 ・耕うん整地用機具などのアタッチメントを含む	・助成金は、共同申請者のリース事業者へ支払い ・一台50万円(注)以上
生産基盤の簡易な整備に必要な資材の購入経費 〔助成率：定額〕	○資材の購入に要する経費 ・対象作物の導入に必要なものであって協議会で定めた資材であること。 (パイプハウスのパイプ・フィルム、永年性作物の苗木等) ・肥料、農薬等、毎年度必要となる資材は対象外。	領収書等を添付し精算払い
補助暗渠等の施工に要する経費 〔助成率：定額〕	○作業労賃 ・弾丸暗渠、明渠等の施工費	地域の標準的な農作業受委託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。
検討会開催などに要する経費 〔助成率：定額〕  ※都道府県協議会又は地域協議会が実施するものに限る。	○旅費 ・協議会構成団体に属する職員の旅費 ・外部専門家に対する旅費 ○報償費 ・講師謝礼など ○需用費 ・消耗品費 ・印刷製本費（資料印刷製本費） ○使用料賃借料 ・会場借上料など ○委託料 ・調査委託料など	・旅費・報償費は、都道府県や市町村で定めてある単価に準じること。  ・委託料は、委託先の選定理由や委託料の積算が適当であること。

(注) 入札・見積もり合わせ後の価格又は定価

- 3 流通加工施設の再編整備する取組  
集出荷・加工処理合理化プランを作成し認定を受ける必要。認定要件は
- ① 複数の施設を再編整備するものであり、機能を集約する施設を決定すること
  - ② 機能を集約させる施設の受益者が農業者5戸以上であること
  - ③ 対象品目の取扱数量に対し、機能を集約させる施設の利用率が8割以上であること。
  - ④ 機能を集約させる施設における集出荷コスト又は加エコストについて、現況値と比べて少なくとも1割削減すること

想定される取組経費	対象範囲	条件とする要件等
機器・設備のリース導入に係る経費 【助成率：1/2以内】	○設備等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥調整機、選別機等の設備の導入（工事費用は対象外）</li> <li>・建物の新設・改修は対象外。</li> <li>・機能を集約させる施設は強い農業づくり交付金で整備対象としている施設を対象。</li> <li>・再編後に用途変更する施設については、農業専用施設全般を対象。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金は、共同申請者のリース事業者へ支払い</li> <li>・一台50万円以上</li> </ul>
設備の廃棄に必要な経費 【助成率：1/3以内】	○設備の廃棄に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐用年数を超過した設備を対象</li> <li>・建物は対象外。</li> <li>・財産処分処理を確実に実施すること</li> </ul>	領収書等を添付し精算払い
検討会開催などに要する経費 【助成率：定額】	○旅費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会構成団体に属する職員の旅費</li> <li>・外部専門家に対する旅費</li> </ul> ○報償費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師謝礼など</li> </ul> ○需用費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費（諸材料費、事務消耗品費）</li> <li>・印刷製本費（資料印刷製本費）</li> </ul> ○使用料賃借料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場借上料など</li> </ul> ○委託料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査委託料など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費・報償費は、都道府県や市町村で定めてある単価に準拠すること</li> <li>・委託料は、委託先の選定理由や委託料の積算が適当であること</li> </ul>

(注) 入札・見積もり合わせ後の価格又は定価



## 2 都道府県協議会・地域協議会が自ら行う取組

想定される取組経費	対象範囲	条件とする要件等
<p>検討会開催などに要する経費 〔助成率：定額〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旅費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会構成団体に属する職員の旅費</li> <li>・外部専門家に対する旅費</li> </ul> </li> <li>○報償費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証作業労賃＝講師謝礼など</li> </ul> </li> <li>○需用費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費（事務消耗品費）</li> <li>・印刷製本費（資料印刷製本費）</li> </ul> </li> <li>○使用料賃借料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場借上料など</li> </ul> </li> <li>○委託料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査委託料など</li> </ul> </li> </ul>	<p>旅費・報償費は、都道府県や市町村で定めてある単価に準拠すること。</p> <p>委託料は、委託先の選定理由や委託料の積算が適当であること。</p>
<p>事業計画に係る事務に要する経費 〔助成率：定額〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旅費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の推進・指導、検査・審査に要する旅費</li> <li>・外部専門家に対する旅費</li> </ul> </li> <li>○賃金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日々雇用される雑役並びに事務補助員に対する賃金（協議会を構成する団体に属する職員の超勤分を含む）</li> </ul> </li> <li>○共済費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金</li> </ul> </li> <li>○報償費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県実施方針作成等に係る外部専門家に対する謝金</li> </ul> </li> <li>○需用費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費）</li> <li>・印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費）</li> <li>・修繕費（庁用器具類の修繕費）</li> </ul> </li> <li>○役務費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）</li> <li>・振込手数料</li> </ul> </li> <li>○使用料及賃借料</li> <li>○委託料</li> </ul>	<p>事業目的が事務自体を支援するものでないため、必要な備品がある場合には、レンタルやリースで対応すること。</p>

(問15) 効率化を図る作業について、全て担い手（コントラクター及び機械利用組合を含む）が実施する計画とすることとは具体的にはどういうことか。

(答)

- 1 プランに基づき、効率化を図る農作業のうち、農業機械を用いて実施するものに関して、最終年度までに全て担い手に集約する計画としていただくことを想定。
- 2 なお、機械利用組合が共同利用機械を導入する場合にあつては、新たに導入した農業機械及び機械利用組合が所有する機械で対象となる農作業をすべて実施する計画としていただくことを想定。

(問16) 生産効率化プランは原則5戸以上の農家で作成することとされているが、参加農家数のカウントに関し、複数の農家が含まれる法人等はどのように取り扱うのか。

(答)

- 1 生産効率化プランは機械作業の集約により、生産コストの削減を目指す取組であり、機械作業の出し手となる農家が原則4戸以上となることが必要。
- 2 従って、複数農家が含まれる法人であっても、機械作業は法人として一体的に行うものであることから一戸としてカウントすることとなる。

(問17) 「機械作業の集約」とはどのような考えるのか。集約前と集約後の農業機械は同種のものである必要があるのか。

(答)

- 1 「機械作業の集約」とは通常農業機械を用いて行われる作業を効率的な担い手に集約すること指す。
- 2 したがって、集約前と集約後の農業機械については、同種のものである必要はない。

(参考)

例1：担い手が田植え作業を受託。面積増に対応するため、直播用のアタッチメントを導入

→ 従来の田植機で行っていた機械作業を効率化するものであることから導入可能。

例2：担い手が農地を集積。大区画化等に対応するため、レーザーレベラーを導入。

→ 従来、ハロー等で行っていた機械作業を効率化するものであることから導入可能。

(問18) 生産効率化プランについて、どのような生産効率化の取組が対象となるのか。

(答)

複数の農家が所有する同種の農業機械について、その利用体系を再構築する取組が助成の対象となり得る。具体的な事例は別紙1のとおり。

(問19) 農業機械の導入を図る場合、非担い手の農業機械は必ず処分しなければならないのか。

(答)

- 1 プランに定められた機械利用を行っていただく必要があるが、既存の農業機械の処分を義務付けるものではない。
- 2 なお、既存の農業機械について、
  - ① 担い手に譲渡する場合は再整備費用の1/2を
  - ② 廃棄する場合は1台当たり2万円を助成することも可能であり、地域での効率的な機械体系の構築に向け、地域の実情を踏まえた助成要件の設定、指導をお願いする。

(問20) 生産コストの減を目標として設定することとされているが具体的にはどういった形とすれば良いのか。

(答)

- 1 生産費調査等公的な統計データにおける地域の平均的な生産コストに対し、効率化後の当該地域の生産コストが1割以上削減されるよう設定いただきたい。
- 2 なお、統計データがない作物については、プランの実施により見込まれる効果を定量的な数値でプラン上に位置づけていただきたい。(現行の当該農業者の生産コストとプラン実行後の生産コストの差等)

(問21) 効率化プランの目標が達成できなかった場合、どうなるのか。助成金の返還が必要なのか。

(答)

- 1 本事業については、都道府県協議会が事業結果の報告、評価を行うこととしており、これを受けた地方農政局長等は、改善の必要がある場合は、都道府県協議会長に対し、指導・助言を行うこととしている。
- 2 効率化プランの目標が達成できなかった場合は、このプロセスにおいて、目標が達成できなかった原因等について、分析を行っていただき、自ら改善措置を講じていただくことが基本と考えている。
- 3 なお、目標の未達成のみをもって助成対象者からの助成金の返還は求める予定はない。

(問22) 高収益作物等とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

(答)

- 1 高収益作物等とは、従来作付していた作物と比較して労働集約的であるが、収益性の高い品目・栽培方法を指す。
- 2 具体的には施設園芸や薬用作物、有機栽培等を想定している。

(問23) 高収益プランの目標が達成できなかった場合、どうなるのか。助成金の返還が必要なのか。

(答)

- 1 高収益プランの目標については、いずれも、農家がプランに同意し、取組を開始した時点で達成されるものと考えている。
- 2 目標が達成されないケースとしては、
  - ① 災害や事故等、やむを得ない事情でプラン通りの取組ができなかった
  - ② 農家がプランへの同意を反故にし、意図的にプランとことなる作付けを行ったといったものが考えられるところ。
- 3 前者については、災害等があったことを証明していただくことで助成金の返還等を求めないこととする予定。
- 4 後者については、プランの実施体制が破綻しているものと見なせることから、補助金返還の対象となり得るものと考えている。なお、参加農家の一部が経営破綻した場合は、他の参加農家が引き続きプランに基づき営農を継続していただければ補助金返還には当たらないと考えている。